資料でみる鳥取城
（近代編）

平成 25 年 3 月

鳥取市教育委員会

例言

1．本書は、平成 18 年度に策定された「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備実施計画」に基づき、平成 19 年度～24 年度にかけて実施した資料調査の成果である。
2．本書では、明治初年から昭和 20 年までの期間に作成された、史跡鳥取城跡の近代史を知るうえで参考となる資料を載録した。
3．鳥取城を含む全国の城郭を対象とした資料についても、必要に応じて載録した。また、他城郭の重要な事例については「参考」として掲載した。
4．資料については、資料番号・解説を付して翻刻を掲載し、出典を明記した。
5．アジア歴史資料センター（JACAR）で原資料画像を公開されている資料については、同センターの引用表記（JACAR　Ref:……）をもって出典表記とした。同内容のものが複数存在する資料については、特に理由がない限り、確認の便を考慮してアジア歴史資料センターで画像を閲覧できるものを典拠とした。
6．文意の把握しやすいよう、翻刻にあたっては基本的に当用漢字を使用し、翻刻者の判断で適宜句読点を付した。
7．本書に係る調査・翻刻・編集は佐々木孝文（鳥取市教育委員会文化財専門員）が行った。
8．本書の作成、及びその基礎となる鳥取市教育委員会の調査にあたって、多数の方に指導・助言、ご協力をいただいた。ここに記して感謝します。

【機関・団体】
文化庁　アジア歴史資料センター　国立公文書館　防衛省防衛研究所　国立国会図書館　鳥取県教育委員会　鳥取県立博物館　鳥取県立公文書館　鳥取県立図書館　鳥取市歴史博物館　鳥取県立鳥取西高等学校　鳥取県埋蔵文化財センター　（財）鳥取県教育文化財団　鳥取市埋蔵文化財センター
【個人】
田中哲雄　吉村元男　北垣聰一郎　浅川滋男　麓和善　中橋文夫　錦織勤　中井均　小和田哲男　谷本進　中森祥　伊藤康晴　西尾孝昌　吉田浅雄　神谷佳友　大島陽一　中森祥　伊藤康　山内美緒

（順不同・敬称略）

目　次

例言 …… 1

目次 …… 2

概説　鳥取城の近代史 …… 3

資料編 …… 10

明治維新～廃藩置県前後の鳥取城跡 …… 10

「廃城令」と鳥取城跡 …… 19

陸軍省所管期の鳥取城跡 …… 23

全国城郭の払下げと池田家による鳥取城跡買戻し … 35

久松公園の整備と久松山全山開放 …… 39

掲載史料目録 …… 53

概説

鳥取城の近代史

はじめに

近世城郭の歴史は、明治維新で終わりではない。

鳥取城のような、公園化され、また、文化財として保存整備が行われてきた近世城郭は、近現代を通じて、地域においてなんらかの役割を果たし続けてきたと言えるのである。このような近世城郭について、現状やそこに至る経緯を把握するためには、いうまでもなく近現代史の研究が不可欠であり、また、地域社会における近世城郭の意味づけを考える上でも重要な意味を持っている。

森山英一『明治維新　廃城一覧』(注1)を端緒とし、近年研究の進展がみられる(注2)のは、このような認識が定着しつつある証左であると思われるが、にもかかわらず、個別事例の把握も含め、まだ十分な研究や情報発信が行われているとはいえない状態である。

鳥取城の近代史研究についても、状況は同様である。概要(明治一二年に二ノ丸の三階櫓が撤去されたことなど)は知られているものの、正確な経緯は不明な点が多く、一般に誤解されている面もある。たとえば、所謂「廃城令」との関係(「存置の城」とされていたこと)も、所有をめぐる経緯(国の所有から旧藩主池田家の所有にいったん戻り、その後鳥取市に寄贈されて現在に至る)も、鳥取市民にさえほとんど知られていない。

本書は、鳥取城の近代史を史料的に示すことを目的としているが、以上のような現状を踏まえ、ここでは、簡単に明治維新から明治二三年までの政府・陸軍省の動きを概観し、その動きの中で鳥取城が置かれた状態について概観しておくこととした。現時点では極めて不完全なアウトラインであるが、掲載資料の理解の一助となれば幸いである。

明治維新～廃藩置県(明治元年～四年)

明治政府は当初近世城郭の取り扱いについて明確な方針をもっていなかった。そのため、明治四年までの城郭の取り扱いは、各藩に任せられていた。この間、建物の破壊や土地の売却が進められた城(注3)も少なくない一方、長島城や園部城(注4)などのように築城が進められた事例が散見することから、このことは明白である。そもそもこの時点では新政府の軍事態勢が確立されておらず、常備軍をもつ各藩への強制力には限界があった。

このことは、古くは吉田常吉によって指摘されている。吉田は明治維新以降廃藩置県までの状況を次のようにまとめている。

「されば江戸時代には、諸侯はその居城を維持するに苦心したのであるが、江戸幕府が瓦解して明治新政となるに及んで、かかる風潮は漸次失はれて、諸侯はその城郭の破毀するを棄てて顧みなくなったのである。而してこの傾向は明治二年六月の諸侯の版籍奉還以後、特に明治三年以降に於いて甚だしくなったのである」(注5)

不用になった城郭の建築物の維持管理は各藩にとって重い負担であったため、明治維新を契機に自主的に放棄される場合

が少なくなかったことがわかる。さらには、老朽化した城郭建物が放置され、危険な状態になってくると、今度は解体撤去して部材を転用し、実用に供しようとすることになる。

このような状況に置かれた城郭にとっては、廃藩置県を経て一旦すべての城郭が兵部省の所管として国有化されたことは、なし崩しの破壊を免れたという意味ではむしろ幸運であったとさえいえる。

鳥取城の場合、幸いにしてこの時期に破壊されることはほとんどなかった。藩主・慶徳の住居こそ城外に移されたものの、明治二年二月二十八日に鳥取城は政庁と定められ（注6）、明治四年まで使用されたからである。建造物等も含め、ほぼ従来の姿が残されていたようで、この時点までの鳥取城は、全国的に見れば、むしろ良く建物の保存されている城郭のひとつだった。

廃藩置県・廃城令～島根県時代の鳥取城

明治政府の権力が直接近世城郭に及ぶようになるのは、実質的には明治四年の廃藩置県後のことである。明治政府は一旦城郭や陣屋・砲台などすべての軍事拠点を兵部省の所管として国有化した。その後、政府は要塞としての有用性・不用性を判断基準として、陸軍省（明治五年二月に兵部省から組織変更）の財産と、その他の国有財産に分割する方針をとったが、陸軍省はこの方針に反発した。将来の施設整備に支障を来すとして、他省への無償譲渡に難色を示したのである。

陸軍省は、今後必要となる土地については他省から無償譲渡を受けられるようにすることを求め、それが聞き届けられない場合は、譲渡する前に不要城郭の木石・建造物等を払い下げ、将来の財源とすることを主張した。明治五年、陸軍省は、実際に城郭を管理している各府県に指示を出し、払下げのための入札まで実施させている。この入札に先立ち、陸軍省は各地の城郭や旧藩軍の装備を調査して、その財産価値をかなり正確に把握していた。

結局政府はこの入札を無効とし、陸軍省にあらためて所管城郭の要・不要を選別させた上で、不要の城郭を大蔵省に移管することとした。なお、この時、陸軍省所管の城を「存城」、大蔵省所管の城を「廃城」と呼称したため、明治六年に出された城郭所管を指示する一連の法例は、一般に「廃城令」と呼ばれている。

「廃城」という言葉が一人歩きをしてしまい、一般にはこの法令によって全国の城郭が一斉に破却されたかのように思われているが、これらの法令群は、基本的には、全国の城郭の管轄を陸軍省と大蔵省に分割し、前者（新築九を含む五十六城）を「存城」、後者を「廃城」（城百二十五、陣屋六十五、要害地十一、その他二十三）とし、各省でその取扱いを定めたものに過ぎない。

「存城」の中に「新築」の城が含まれることをみても分かるように、この法律の趣旨は、あくまで軍財産と一般財産の区別を明確化しようとしたものであって、各城郭の建物の廃絶・保存を問題としたものではない。森山（前掲書）によれば、陸軍省所管となった城郭の方が建物等は保存されている傾向が強いという。松山城のように、一旦大蔵省所管の「廃城」となっているが、天守櫓が現存している例もあり、結果から見れば一概に存城の方が保存のために有利だったというわけではない）。

なお、この時の存城・廃城の書上げは暫定的なものだったようで、その後陸軍省の方針転換で県から再取得した松山城や、

そもそも書上げから漏れていた因幡国浦富の陣屋のような事例もある。

この「廃城令」の出された段階で、既に、一部の城郭については、建造物の保存が訴えられ始めていた。

陸軍省が城郭建物を売却しようとしていた明治五年、町田久成（注7）と世古延世（注8）は、参議大隈重信宛に名古屋城をはじめとする城郭建築の保存を提言したのである。同じ年、名古屋城を見学したドイツ公使マックス・フォン・ブラント（注9）ら外国人から指摘を受け、愛知県権令・井関盛良（注10）も、陸軍省への引き渡しに当たって、名古屋城の建造物の保存を訴えている。

これらの提言が功を奏したためか、明治五年の後半には、城郭の取り扱いについては陸軍省の一存ではなく、政府全体の判断によって取り扱うことが定められたのである（注11）。

この時期、鳥取城をめぐる情勢は大きく動いている。

まず、明治四年十月二十日、県庁が城外に移された（注12）。翌五年には、上述したように、全国の他城郭と同様、陸軍省の指示を受けて、不要な建物を公売にかけることとなった。

この間、中央の町田たちとは独立して、主体的に鳥取城を保存しようとする動きがあった。初代権令となった河田景與は、明治五年七月、陸軍省に対して、扇邸（現在の仁風閣の場所）を高値で売却するかわり、鳥取城の大部分をそのまま県が借用することを願い出ている。

しかし、この河田の申請は却下され（しかもほぼ同じ時期に河田は権令を免職となっている）、その約十日後、鳥取県は米子城・諸陣屋とともに「鳥取城内三ケ所」を公売に付すことを陸軍に届け出ている。県はこの届出の中で、八橋郡六尾にあった反射炉建物を従来の管理者に払下げることを申請しているが、陸軍はこれも却下し、入札とするよう指示した。

この時の入札のうち、少なくとも「鳥取城内三ケ所」の公売は最終的には成立しておらず、米子城も大蔵省所管となって明治一二年頃まで建物が現存していたことから、やはりこの時には売却されていないことが分かる。

これは、上述した国の方針転換により、陸軍の指示した公売が無効となったためである。

その後の「廃城令」に際しては、鳥取城は「存城」として引き続き陸軍省に所管されることとなった。陸軍省はまず明治六年に建物の状態について調査を行い、鳥取城の建物のうち、保存すべきものとそうでないものの分別を行った。

この時、門櫓や土塀の大部分は不要とされ、明治八年度中までに撤去された（門櫓や土塀の具体的な入札・取り壊しの文書は残っていないが、明治八年の陸軍年報から、かなり多数の建物が実際に解体撤去されたことを読み取ることができる）。

しかしながら、土蔵や御殿、三階櫓等の大型の建造物は、兵営などの施設として使用できると判断され、当面修復・管理することとなった。

その後、佐賀の乱・西南戦争の勃発の際、不平士族の動きを警戒した鳥取県が、陸軍省に分遣隊の派遣を要請したため、鳥取城は実際に分遣隊の兵営として使用されることとなった。明治十年、分遣隊の基地としてして鳥取城の既存建物の改修が行われたが、予算書からみて、比較的大規模な改修だったようである。

なお、この間の明治九年に鳥取県は一時廃止され、明治十四年まで島根県に併合されている。

西南戦争の終結と、不平士族の鎮静化のため、明治十一年に鳥取分遣隊の撤収が決まった。このため、基地として使っていた鳥取城の建物は不要となり、売却されることになった。明治十一年十二月に、建造物の処分を前提に兵営用の什器備品の鳥取城からの搬出・払下げが行われている。明治十三年には既に空地の貸し出しが行われていることから、解体撤去は年内に完了したようである。これを惜しんだ有志が、鳥取市出身の写真師・喜多村勘四郎を姫路より招き、二ノ丸三階櫓等の写真を撮影した（注13）。現存する鳥取城の写真のうち、土塀・門櫓等を欠く比較的鮮明なものはこの時撮影されたものである（従来、鳥取城の写真はすべてこの時のものとされてきたが、若干古い時期に撮影されたものも含まれている）。

鳥取城では、御殿や大型の櫓は明治十一年末までは健在だったのである。

鳥取城の場合、不用と思われる文書が島根県から鳥取県に引き継がれなかったためか、この時の解体の経緯や入札結果を示す史料が乏しい。継続して雇用されている番人についての文書が鳥取県立公文書館に所蔵されている程度である（注14）。

陸軍所管時代の鳥取城

明治十年代初頭を過ぎると、近世城郭は実用的な軍事拠点とは見なされなくなり、町田久成らのように城郭を文化遺産としての評価する視点が、上述したブラントや中村重遠（注15）らの尽力もあって次第に確立されるようになっていたようである。

明治十四年に大蔵省が「廃城」の払い下げを行う際にも、「旧跡保存又ハ風致ニ関スルノ類ニヨリ其破壊ヲ歎惜スル分ハ維持ノ方法等人民ノ適宜ニ任セ」ることとし、消極的ながらも保存の意義を認めている。

工兵大佐中村重遠を擁する陸軍省は、大蔵省以上に城郭の保存を意識するようになっており、名古屋城・姫路城については、「以往有用ノ目途無之」にも関わらず明治十二年に軍の予算で建造物に修復を加えている。また、明治一九年に再度入手した松山城については、明治二〇年に県が放置していたために劣化していた天守の修理も行っている。少なくとも、積極的な破壊はもはや行われず、必要に応じて、陸軍自身が城郭建造物の維持修理を行っているのである。

鳥取城についても、三階櫓や御殿の撤去された後の明治十三年、跡地と思われる土地を陸軍省が民間に貸し出しているが、その際にも、恒久的な建物の建築や地形の改変を制限している。

しかし、軍事目的で使用できない城郭・城郭跡の保存は陸軍省にとっては大きな負担となっていた。県に管理を委託していた多くの地方の城郭の経費も、陸軍省負担となっていた。

軍事用地といいながら、民間人の居住や学校等公共施設用地として使用される事例も少なくなく、明治二二年になると、陸軍省は一部例外を除き、近世城郭跡の土地を含む払い下げを計画するようになる。

池田家への払下と久松公園の成立

陸軍は不要となった城郭の売却は、本来入札・公売に付すべき事案であったが、城郭の保存を念頭に置く陸軍省は、旧藩主への優先的な払下げを計画する。この計画は明治二二年度内に限って認められたようで、鳥取城のほかにも、いくつかの城郭が旧藩主家によって買い戻されている。これは「古跡の保存」を目的としたもので、これ以上の城郭の破壊・滅失を止めるた

めのものであった。

鳥取城と岡山城は、申請書の文面もほぼ同様であり、両池田家で相計って申請したものと思われる。鳥取城については、さらに副申が添えられて、安価での払い下げを要請している。同時に決済となった但馬豊岡の京極家の申請書と比較すると簡潔な申請書となっている。

この旧藩主への優先払い下げについては、文部省や県からの反発が少なくなかったようである。岡山城では、医科大学（後の岡山大学）が設置されていたため、手続きを巡って文部卿榎本武揚と陸軍卿山縣有朋の間で応酬があった。

鳥取城では、陸軍からの払い下げを予測した県によって、城内の借地の整理がすすめられていた。鳥取県としては、師範学校が併設されて手狭になった中学校の用地を探しており、おそらくそれを念頭において調整していたものと思われる。鳥取県は明治二二年に陸軍省に学校用地の無償貸与を申請して許可され、中学校校舎の建設を開始した。しかし、鳥取池田家がその土地も含めて購入することとなったため、用地の取り扱いが後々問題となってくる。『鳥取西高等学校百年史』によれば、明治三二年に池田家から突然校地の返却を求められたというが（注16）、これは陸軍時代から続く無償貸借契約の期限切れを機会としたものだったと思われる。この後、池田家と鳥取県は有償での借地契約を締結し、借用期限ごとに五年契約の契約書を取り交わすこととなった。

これは、広大な城郭跡地を公共用地として活用したい地元側と、文化遺産的な位置づけで保存したい中央側の思惑の双方をある程度満たす案であったといえる。

池田家は、払下げを受けたのち、私有地であることから、鳥取城への一般市民の立ち入りを制限していた。しかし、市民の間では、都市の顔ともいえる鳥取城の利用の希望が強くあり、池田家もその声にある程度は応えている。

たとえば、明治四十年には、皇太子行啓の宿舎として仁風閣が建築されているが、これは池田家が私邸として費用を負担し提供したものであった（その後の大正十一年、建物の保存を条件に建物は鳥取県に寄附され、土地の無償貸与の契約を取り交わしている）。また、鉄道山陰線の開通記念式典等、大きなイベントの際には、会場としても提供された。

大正時代に入り、久松山の公園化についての要望が高まると、当時の当主・池田仲博は地元の声に応えて資金を提供し、城代屋敷、米蔵跡、二ノ丸跡の範囲を遊園地として整備することとした。「久松遊園地」の呼称は池田家側からの提案であり、あくまで私有地であることから当初は「公園」の呼称を許さなかったものと思われる。この時の公園の基本設計は明治神宮外苑の設計者として知られる折下吉延で、城代屋敷跡については段差を削平してグラウンドを設置しているものの、極力旧状を維持する設計としている。

この公園は、池田家が出資し、鳥取県が施工・設計監理を行って工事を完成させた後、鳥取市に引き渡され、以後公園の管理運営にあたることとなった。

久松公園が整備され、利用者が増えるにつれ、市民の久松山開放の声はさらに高まり、市会でもたびたび要望が上がるようになる。若手の政財界人の集まる鳥取会などが中心となって池田家と協議した結果、昭和四年に池田家は全山解放を許可することとなった。

そして、昭和一八年の鳥取大震災を経て、昭和一九年、旧藩

主池田家は、ついに鳥取城跡全体を鳥取市に寄贈することとなる。鳥取大震災一周年を記念して寄贈するという名目であった。なお、池田家は、寄贈に際し古跡の保存を条件としており、陸軍省から取得した際と姿勢は一貫している。

当初は県に建物を寄贈した仁風閣、及び有料の賃借契約を結んでいた鳥取第一中学校用地については市への寄贈から除外することになっていたようだが、最終的にはまとめて市に寄贈することとなった。県がこれらの土地の寄贈を要望していたが、何らかの理由で池田家が県への寄贈に同意しなかったためである。県は池田家への要望書を廃案とした後、市に当該地の県への寄贈を求めているが、市の同意も得られなかったようで、現在まで仁風閣及び鳥取第一中学校の土地は鳥取市有となっている。

まとめ

以上みてきたように、鳥取城及び城郭の取り扱いは、その都度きわめて実際的な理由で方針が決められてきたものであり、破却された城についても、巷間言われるような「明治新政府による幕府体制の否定」を主目的として壊されたわけではない。その後の用地の変遷についても、旧藩主池田家が「古跡の保存」を常に気にかけている点を除けば、きわめて合理的な理由に基づくものであって、情緒的な要素はほとんど見られない。

明治四年の廃藩置県までの新政府は「藩主の権威の否定」を意図して実行させる余力も能力も持ち合わせていなかったし、それ以降は財政などの政府内の事情で取り扱い方針が定められていたのである。むしろ、「従来の権威の否定」といった事柄は、関係者以外の、建造物の消滅等を見た人々が感じたものであり、結果的なものだったと考えられる。

また、城郭の破壊の進行と並行するように、文化財としての城郭建造物という視点も次第に一般化しており、保存される可能性は年を追うごとに高まっていた。

（注）

1. 森山英一『明治維新　廃城一覧』（新人物往来社、一九八九）
2. たとえば、森山英一「旧陸軍における城郭管理の変遷と築城史研究の沿革について」（関西城郭研究会『城』一四六、一九九四）、広瀬繁明「日本城郭の検証から保存へ―明治維新以降の城郭認識の視点から―」（織豊期城郭研究会『織豊城郭』十号、二〇〇三）、堀田浩之「近代の姫路城に関する覚書―鳥羽正雄コレクションの資料紹介を兼ねて―」（兵庫県立歴史博物館『塵界』一五、二〇〇四）などの成果がある。また、『姫路市史』一四巻「別編　姫路城」など、自治体史でも個別城郭の近代史は取り上げられている。
3. 仙台城、萩城などが典型的な廃棄城郭である。
4. 幕末から藩主小出家は城郭改修を願い出ていたが、慶応四年（一八六八年）一月二八日に明治政府が陣屋改修を許可した。
5. 『史跡名勝天然記念物』第十九集第六・七合併号（一九四四）所載
6. 『鳥取県歴史』三（政治部　県治）国立公文書館所蔵
7. 天保九（一八三八）～明治三〇（一八九七）。薩摩藩出身で、慶応元年英国留学の経験がある。初代東京帝室博物館長を務めるなど、近代初期の文化財行政に大きく貢献している。
8. 文政七年（一八二四）～明治九年（一八七六）。紀州出身の国学者・勤王運動家。

9. Maximilian August Scipio von Brandt。一八三五～一九二〇。万延元年（一八六〇）、日普修好通商条約調印のために来日したプロイセン使節団の武官を務める。文久二年（一八六二）から明治八年（一八七五）まで駐日代理公使・全権公使を歴任した。その後も、清国大使などを務めた。当時有数の東アジア学者と目されており、多数の著書を著したほか、東洋美術品の収集も行った。名古屋城を視察した時点で在日一〇年ほどであり、日本文化についてもある程度理解していたと思われる。工兵大佐中村重遠とともに、名古屋城の保存を政府に働きかけ、天守・御殿の保存を陸軍省に認めさせている。

10. 天保六年（一八三五）～明治二三年（一八九〇）。神奈川県権知事、名古屋県権令、島根県令等を務める。

11. ただしこの陸軍省達が実際に決済され、施行されたかどうかは、『太政類典』の記載からは判然としない。

12. 前掲『鳥取県史料』三。

13. 従来、鳥取城の建造物の古写真はこの時喜多村がすべて撮影したものと考えられてきたが、被写体の状態や判型に異同があり、「池田侯爵家旧蔵」として『鳥取県郷土史』に掲載されている写真などはより古い時期のものと思われる。

14. 本書には収録できなかったが、兵庫県立歴史博物館所蔵鳥羽正雄コレクション中に、明治一〇年から一三年にかけての鳥取城の調書が含まれており、建造物の状況が把握できる。明治八年に解体されたのは、天球丸・二ノ丸の櫓を除く建物で、三ノ丸の建物は改修され、明治一一年末まで兵営として実用に供されていた。

15. 中村進一郎ともいう。天保一一年（一八四〇）～明治一七（一八八四）。姫路城、名古屋城の建造物保存に、軍人の立場で取り組み、工兵第一方面提理などの職にあって、省有城郭の管理方針にも関与した。

付記

鳥取城の近代史については、県史・市史等で簡単に触れられているほか、山根幸恵・清末忠人『久松山』（県政新聞鳥取総局、一九八三）が個別事例を紹介している。また、著者も鳥取市教育委員会編『鳥取城調査研究年報』一～五号（鳥取市教育委員会、二〇〇八～二〇一二）でも事例を紹介した（掲載資料については、一部本書と重複する）。

明治維新～廃藩置県前後の鳥取城跡

【参考事例1】

明治元年十月七日

覚

一　城郭普請之儀者、旧幕府之節、総而奉願候得共、此度御一新ニ付而者、如何相心得可申哉

但、修覆之儀者、奉願候ニ及間敷候哉

右之通奉窺候。何卒急速御指揮被下候様奉願候　以上

十月七日　増山対馬守家来

都築蔵人

弁事御役所

再後、城郭普請修理等、総而絵図面ヲ以テ願伺候様可致之旨、返答ニ及ヒ候事

右押紙シテ弁事え返ス

（JACAR　Ref.C09080191800、「諸願窺届留　波十六　明治元年十月」〔防衛省防衛研究所〕）

【参考事例2】

明治三年九月　高松藩

城郭等廃撤ス

高松藩伺　弁官宛

当藩城郭楼櫓等、致破壊候向ハ、補理不相加、自今撤去失費相省申度奉存候。此段奉伺候。以上　三年九月十三日藩

伺之通

（「太政類典　第一編　第百七巻」）

【参考事例3】

明治四年四月

高松藩伺弁官宛

古今沿革兵制一変、旧城廃撤云々、熊本膳所二藩一般ノ見込ニ付、去歳当藩城郭破壊ニ任セ修理ヲ不加趣奉窺候処、尋テ窺ノ通仰出候。然ル処、門牆楼櫓徒ニ腐朽ニ附シ、天物ヲ暴殄スルニ不忍、仍テ自今漸次廃撤シ、木石ヲ代取シ開墾ノ材ニ供シ、無用ヲ転シ有用ト為シ、且陋習一洗開花ノ一助ニ仕度、此段御指揮奉窺候。以上　四年四月藩

伺之通

但、開墾之儀ハ精細取調可申出候事

（「太政類典　第一編　第百七巻」）

【解説】

参考事例1は、伊勢高島城の城郭普請の伺。明治以降の築城としては小出氏の園部城（陣屋）整備が有名だが、他藩でも、従来同様の手続きをとろうとしていたことが分かる。明治政府自身も、この時点では幕府の従来の手続きを踏襲しようとしている。しかしこのような例はやはり少数派であり、参考事例2・3の高松城のように、負担の大きい城郭建物の維持を放棄し、また、実用目的に転用しようとする藩が多かった。

明治四年までの城郭破壊は、戊辰戦争等の戦災を除けば、基本的には旧藩自身の方針に基づくものであり、決して明治新政府の意向によるものではなかった。参考事例3では確かに城郭を無用から有用に転用し「陋習一洗開花ノ一助」としたいとは述べているが、主目的は開墾等の材料確保であった。なお、高松城などでは、熊本城・膳所城の取り扱いを規範的なものと認

識していたようである。

【資料1】地方城郭の所管を兵部省とする（明治四年八月）

明治四年八月二十日
兵部省伺
各所鎮台ノ儀、兼テ伺済ノ通布令致候処、猶又別紙二ヶ条ノ通書載布告致度、此段相伺候也
地方城郭ノ儀兵部省管轄被仰付候事
但県ニ於テ明細ノ図面相調早々兵部省へ可差出事
（「太政類典　第二編　第二百十四巻」）

【解説】

明治維新直後、新政府の体制が固まるまでの間、各地の城郭の管理は引き続き各藩が行っていた。このため、新規の城郭修復を行う藩もあれば、経済的負担の大きい城郭を廃棄する藩もあった。明治政府の意向によるというよりは各地の都合で処理されたもので、版籍奉還後も事情はさほど変わらなかった。明治四年の廃藩置県によって、「軍事に関わる施設」すべてが兵部省の管理となり、近世城郭の管理が国に一元化されるまで、その取扱いに統一的な基準はなかったのである。

この間、鳥取城は比較的現状維持されており、建造物も大部分は健在であった。

【資料2】鳥取城外に県庁を移転（明治四年一〇月）

鳥取県庁ハ、旧藩以来鳥取城中ニ設置セシカ、明治四年辛未十月二十日、元民政・会計両局内ニ転移ス。是、県庁ノ創立タリ。同年十一月十五日、鳥取県廃セラレ、更ニ鳥取県ヲ置レ、同日、従五位河田景興、鳥取県権令ニ任セラレ、同十二月三日、旧藩権大参事河崎齊、鳥取県七等出仕ニ補セラレ、同月廿四日、権令河田景興入県シ、旧藩大参事鵜殿長道・同少参事岡嶋正修等、旧県事務ヲ更替授付シ、明治五年壬申正月四日政始ヲ以、新県施政ノ始トシ、諸般ノ改革相次テ行フ。
（『鳥取県歴史』三・政治部　県治（国立公文書館））
（『新鳥取県史』近代1「鳥取県史料1」　所載）

【解説】

兵部省所管となったため、城郭に県庁を置いていた鳥取県や飾磨県（姫路城）などは、借地として現地で存続させるか、城外の県の土地に移転するかの判断を迫られた。鳥取県は県庁を城外に移転することとした。権令に任じられた河田は、城内への再移転を考えていたのか、城郭建物を県庁で借用することを願い出ている（資料5）。

【資料3】城郭の破壊について（明治五年七月以降決裁か）

陸軍省へ達
府県城塁取毀ノ儀ハ、自今伺ヲ経可致処置事
（別紙）
拝啓仕候。陳者、今般巡回ニ付、名護屋城一覧之処、実ニ感心之至ニ有之。此壮観、更ニ可比物無之哉ニ存候。天守ノ広大ハ

恐ク海外ニモ不可恥物ト存候。願クハ千載ノ後ニ至迄、当時壮大ノ美観存置申度事ニ御座候。唯今ヨリ遺念仕候ハ、追々人気変換ニヨリ毀可申様立至リ候ハンモ難計、且方今ハ陸軍省管轄ニテ鎮台分営ノ兵卒屯所ト相成、累日破ルゝ斗ニ有之、誠ニ以テ可惜ノ次第ニ御座候。御熟知之通英国府内ニ有之候「タワ　ヲフ　ロンドン」ト申古城跡抔ハ、今ニ存保致シ、兵器不残羅列シ、我皇国中古ノ甲冑ヲモ陳列有之候事ニテ、是ハ兵器ノ「ミセーム」ト相成、庶人ノ一見ヲ導ク者ハ古昔ノ服ヲ相用申事ニ有之候。右者自今于城ノ実用ニハ適不申候テモ、上古ノ侭存シ有之候名護屋城抔ハ、即此類ニ可有。今ヨリ御保護ニ相成候様御座候得ハ、国ノ宝トモ相成可申歟ト存候。右遺憾之至情、早々申上候間、宜御取捨可被下候様、猶委細ハ帰府之上拝陳可仕候得共、自然御考慮ノ上ハ、将来保護之目的手段等取調可申上候以上

壬申六月七日　　世古延世
　　町田久成

大隈参議殿

（『太政類典　第二編　第二百十四巻』）

【資料４】陸軍省の城郭調査（明治五年三月）

城郭兵器等調査ノ為、陸軍省官員各府県ヘ派出ス、附取調方

陸軍省達　諸県

今般、城郭兵器等為取調、当省官員各府県ヘ派出巡回為致候ニ付テハ、別紙ノ件々詳細取調、出張官員ヘ可申出候事

別紙

一　城郭堡塁練兵場等、総テ兵事ニ関係シ建築スル者ハ、土地並廈屋樹木等、悉ク当省管轄ニ候条、詳細取調可申出事

但、城郭ノ儀ニ付テハ、追々届出候向キモ、尚又今般明細可申出事

（中略）

一　各地方県庁、新ニ民政ノ為メ建築スルモノヲ除クノ外、従前藩庁ト唱ル者、大抵陸軍所轄ニ候ヘハ、同様可相心得、尤城ヲ去テ別ニ藩庁ヲ置キ候類、其次第委曲可申出候事

一　是迄学校ト唱ヘシ内、弓剣等演習其他武事関係ノ場所ハ、其地面ノ広狭建物立木等、逐一可申出候事

（『太政類典』第二編・兵制四十一・雑〔国立公文書館〕）

【解説】

明治四年の廃藩置県・鎮台設置に伴い、旧藩の常備軍が解体され、それまで旧藩で管理されていた城郭の管理が兵部省に一元化された。戊辰戦争後の城郭の取り扱いは、修復されるもの、解体されるものなど各地域の判断によってさまざまだったが、明治四年以降は、一応兵部省が統一的に判断することとなった。

資料４にみられるように、明治五年になると、兵部省の後を受けた陸軍省が財産調査を開始し、建物・立木も含めて把握をすすめている。これは、所管城郭の建造物等の払下げによる財源の確保を目的としたもので、かなり拙速に各県に売却の指示が出されている。

【参考事例４】

庚号外

名古屋城本丸殿屋、東京鎮台第三分営え可引渡旨御達ニ付、本日十二日悉皆引渡申候。付而ハ、右殿屋之儀先般独逸国公使発遊覧之節、何れも及激賞、斯ル旧観ハ何卒不及破壊様、厚保護有之度旨、各国公使挙而申聞候程之儀ニ付、旧観消磨不致様、尚更御注意有之度、此段御届申候。以上。

壬申九月廿五日　　愛知県権参事　松井清蔭

愛知県権令　井関盛良

陸軍大輔山縣有朋殿

（JACAR　Ref.C09121277600、「大日記　明治五年九月　諸県二　二三」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

廃藩置県後、陸軍省の所管となった旧城郭は、陸軍省の財源として解体撤去・公売が進められようとしていた。資料3は、その状況を憂いた世古延世と町田久成（のち東京国立博物館初代館長）が、参議大隈重信に名古屋城を例として、城郭の取り扱いを、陸軍省の一存ではなく政府として決裁するよう求めたもの。イギリス留学の経験を持つ町田は、ロンドン塔を引き合いに出し、博物館的な利用をも提案している。この時点で既に、城郭に対する古跡・文化財としての視点の萌芽がみられることは注目に値する。残念ながら、決裁・施行の時期については、『太政類典』の記述では不明瞭である。

また、名古屋城については、町田らと同時期には、愛知県も重要性を認識していた。参考事例4にみられるように、その背景には外国人公使たちによる高い評価があった。特に、この資料に「独逸国公使」と記述されているマックス・フォン・ブラントは、は日本・朝鮮・清国で公使を歴任し、多数の著書を残した当時の一流東アジア学者でもあり、工兵大佐・中村重遠とともに、陸軍省所管期の近世城郭の保存に尽力した人物である。

【資料5】鳥取県内陣屋等の入札の猶予について（明治五年七月）

第六百七十九号

懸揚之地陣屋立木明細書入札等御猶予願

当県内兵事ニ関係之場所、建物立木其外共依御達取調、過日巡回谷田陸軍中尉・児玉陸軍中尉、図面書類共取揃差出候処、左之陣屋三ヶ所ハ、県庁より懸揚之地所ニ付、別段為取調、各所へ官員差出置候得共、何分遠隔之地故、入札等速々相懸不申、尤建物図面等ハ、已ニ相整居候得共、毎所区々差出候而ハ却而錯雑不可然ニ而、各所立木明細書及入札書、夫々一秩ニ仕立、進達仕度候間、何卒当月中御猶予被下度、此段相伺候也

壬申六月十五日

鳥取県権参事　関義臣

鳥取権令　河田景与

七月十三日

陸軍省御中

（書入）（書面聞届難事）

故陣屋　　因幡国岩井郡

浦富

伯耆国久米郡

倉吉

八橋郡
八橋
（JACAR Ref. C04025101600、明治五年「大日記　壬申　七月　府県之部庚」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】
資料５は、明治五年、陸軍省の指示により鳥取県内の城郭・陣屋などは公売に付されることとなったが、急な指示だったため、鳥取県の浦富や倉吉、八橋の陣屋などでは、準備が間に合わなかったことを示す史料である。鳥取県は入札の期日の猶予を陸軍省に申請したが却下されており、この時、陸軍省が拙速に城郭の売却を進めようとしていたことが分かる。これは、資料４でみたように、不要城郭の施設売却によって、陸軍省の財源を確保しようという意図があったためである。

【資料６】鳥取県権令河田景與の免官・転任について（明治五年七月）

河田鳥取県権令
有被免候歟、他と転任被仰付候歟、相伺候事
壬申七月十三日　大蔵大輔　井上　馨
正院御中
追而伺、同人義ハ地方官之任、不相当可有之被存候
（「諸官進退・諸官進退状第八巻・明治五年七月」〔国立公文書館〕）

【解説】
資料６で伺われた河田景與の免官は七月十九日付で決済となり、鳥取県には八月二日に免官の宣旨が届いている（『鳥取県史料』四）。「地方官の任に不相当」とあえて追記されている点が注目される。
権参事関義臣は、河田不在の鳥取県の県治確立に尽力したが、鳥取城の建物保存にはあまり熱心ではなかったようである。

【資料７】鳥取城中建物の貸借願（明治五年七月）

第一千二十九号
城中建物之内県庁御貸渡し願
旧藩城中諸建物夫々入札、過日進達致し候内、旧来扇邸と相唱候別紙図面朱引之場所は、入札之上高札ニ落し払下ヶ取斗、其余之場所建物共、当県庁へ其儘御借被仰付度、此段奉願候也
鳥取県権令　河田景與
壬申　七月十九日
（書入）（書面払下之義難聞届候間、凡テ当分之内貸渡候事
但証書差出可申事）
（JACAR Ref. C04025121600、明治五年「大日記　壬申八月　府県之部　己」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】
権令河田景與が、扇亭と呼ばれてきた場所を高値で払下げるので、鳥取城のその他の土地建物は鳥取県にそのまま貸し付けられるよう陸軍省に求めたもの。

旧鳥取藩士である河田景興は、鳥取城を県庁が借り受ける意向を持っていた。資料7の決裁を見ると扇邸の払い下げだけが許可されなかったように見えるが、資料9をみると、鳥取城内の建物の払下の事務が進められており、建造物の借用許可も本当に「当面」のことであったことがわかる。

【資料8】不要城郭の取り扱い（明治五年七月）

全国一般の城郭、悉皆当省管轄ニ候処、将来配兵ノ目途立、城郭中不要ノ地所ハ、追テ其地方官へ引渡可申見込候。然ル処、先般諸省御用地タリトモ、相対ヲ以テ買上可致御達ノ趣ニ候ヘハ、入用ノ地所ハ、無論相応ノ代価ヲ以テ買上ケ可致姿ニ有之候トモ、金子定額有之候ヘハ、トテモ行届兼候ハ必然ノ事ニ候。依テハ、前条城郭等無代ニテ他向ヘ引渡候上ハ、向後当省入用ノ地所ハ、総テ無代ニテ御引渡相成候様致度、併御不都合ノ廉モ有之、右難相成候ハヽ、不要ノ城郭地所等、今日ヨリ相当ノ代価ヲ以テ売払置可申哉。両条ノ内、至急御決定相成度此段申進候也。

壬申七月二十八日　　山縣陸軍大輔

正院

御中

（「公文録　第四十一巻　壬申五月～七月　陸軍省伺」・国立公文書館）

【解説】

陸軍省は、当初、将来軍事制度が確立し、所管する城郭の要・不要が明確になった段階で、不要のものについては各県に引き渡す方針だった。しかし、将来必要となる土地の取得について、各省間で売買することとなったため、陸軍省は所管している城郭を無償で手放すことに抵抗することとなった。今後陸軍省の必要とする土地は無償で提供するよう求めており、資料8では、それが許可されないならば、不要城郭は土地建物とも陸軍省で売却し将来の財源に充てるとしている。明治五年の入札の指示は、このような陸軍省の考えに基づいて行われており、政府全体の同意を得たものではなかった。翌年の所謂「廃城令」は、このような状況を整理するためのものであった。

【資料9】陣屋等の払い下げについて（明治五年八月）

第一千〇三十号

諸陣屋等御払下之義ニ付伺

先達而御届仕候入札残之分、米子城内字番号帳并入札九十三通、鳥取城内三ヶ所、諸陣屋及農兵屯所共、漸取調相済候間、入札相添進達仕候。且伯耆国八橋郡六尾村反射竈建物は、悉皆茅葺ニテ、木材等家麁品ニ御座候処、右建家ニハ旧来反射竈懸り之者を差置候処、今般入札御払下ケ相成候付而ハ、何卒居残り御下渡し被下度段願出候処、情実無余儀相聞候ニ付、願書并ニ図面とも併而差出し候間、宜御詮議被下度候也

壬申　　鳥取県

七月廿九日

（書入）（書面反射竈之義入札高札ヲ以テ払下代価当省築造局ヘ可相納候事）

（JACAR　Ref.C04025121600、「大日記　壬申八月　府県之部　己」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

資料5と同様、陸軍省の指示により鳥取県が陣屋・城郭の入札を進めていたことを示す。八橋の反射炉については、粗略であり、現居住している「反射炉懸り之者」にそのまま払下げたい旨申し出ているが、やはり却下されている。軍事的な意味合いが加味されたためであるのか、単に可能な限り高額に販売しようとしたためなのかは不明であるが、この時点の陸軍省はかなり強権的に振る舞っている。

【資料10】太鼓御門での時報の廃止（明治五年九月）

城内元太鼓楼ニ於テ報時太鼓廃し候御届

鳥取城内元太鼓楼ニ於テ、報時太鼓相用候段、先般及御届置候処、今般受取市中藪片原町へ報時金楼相設候ニ付、各場所報時太鼓之義を致廃止候。此段及御届候也。

壬申九月十八日

鳥取県権参事　河野　通

鳥取県参事　関　義臣

山縣陸軍大輔殿

（JACAR　Ref.C09121260300、「大日記　明治五年八月　諸県二　二二」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

藪片原町に時報用の鐘楼を設置したため、旧鳥取藩以来時報として使用されていた太鼓御門の時打ちの太鼓を廃止したことの届出である。陸軍省所管となった鳥取城から、行政機能を転出させたものと思われる。資料12の惣門の撤去とあわせ、近世城郭がもっていた多様な機能が、廃藩置県後に、地方官の手で次第に他に置き換えられていったことが分かる。

【資料11】扇邸の県への貸与について（明治五年九月）

第九百七十一号

旧鳥取城中扇邸と称来候家作、同県より官員居宅ニ貸渡度由伺出候処、右は御省ニ而御差支リ無之哉、及御照会候間、至急御回答有之度候也

壬申九月廿七日　大蔵省

陸軍省御中

（JACAR　Ref.C04025140800、「大日記　壬申九月　諸省府県之部庚」（防衛省防衛研究所））

【解説】

鳥取県は、同じ年の七月に入札・売却しようとしていた扇亭について、九月には官吏の住宅としての借入を要望していた。これについては陸軍省ではなく大蔵省に伺いが出され、許可されたようである。後に鳥取県はこの件を取り下げるが、その際は陸軍省に直接申し出ている。城郭の管理について、県・政府とも所轄がまだ明確でなかったためかと思われる。

【資料12】惣門の撤去について（明治五年九月）

鳥取元城下従前二ノ廓口之冠木門取除度伺

鳥取元城下、従前二ノ廓口々へ惣門と相唱へ、左之通冠木門有之候処、旧県以来番人廃止、昼夜明ケ放し相来居、即今無用ニ属し候者ニ付、入札払下ニ致し、取除ケ申度存居、此段奉伺候。至急御指揮被下度候也。

但し、先般御取調、御省御所轄ニ相成候箇所之外ニは御座候得共、従前兵事関係之場所ニ付有奉伺候。此段為念届置候。

壬申九月廿九日　鳥取県権参事　河野　通

鳥取県参事　関　義臣

山縣陸軍大輔殿

（書入）（書面冠木門取除方ハ伺之通　左石垣等有之候は其儘可残置事　且　本文売払代金ハ当省可相納事　十月四日）

鳥取城下従前二ノ廓口之冠木門

一　宮内口　壱ヶ所
一　江崎口　壱ヶ所
一　若桜口　壱ヶ所
一　智頭口　壱ヶ所
一　鹿奴口　壱ヶ所
一　内丹後口　壱ヶ所
一　外丹後口　壱ヶ所
一　馬場口　壱ヶ所
一　山手口　壱ヶ所

右之通

（JACAR　Ref. C09121279700、「大日記　明治五年九月　諸県

【解説】

鳥取城下町の、「惣門」と呼ばれる町人地と重臣の居住地（二ノ廓・薬研堀の内側）を区画する門の撤去について、鳥取県が陸軍省に届け出たもの。陸軍省の取調べの際には「管轄外」とされていたため、県としては確認のために問い合わせたものだが、陸軍省は軍事施設として石垣の保存と門の払い下げ代金は県ではなく陸軍省のものであるとして、納入を指示した。近世城下町を特徴づける施設が失われていく状況とともに、陸軍省が、城郭など旧軍事施設に、財源としてかなりの関心をもっていたことを示している。

【資料13】旧鳥取藩武場の借用について（明治五年十月）

庚第一千〇四十六号　第千六百八十六号

御所轄の建物借用致し度義ニ付伺

当県下、従来之学校ニおゐて洋学習業為致置候処、追々生徒相増、当時相用ひ候学校手狭ニ而差置、致困却候。然ルニ同所構内ニ、別紙図面之通、已前之武場有之。右は先般御省御所轄相成候得共、兼而右建物之儘学校ニ相用ひ候ハヽ弁利宜敷候間、御差支も無之候得共、御貸渡被下度。依而図面相添此段相伺候。至急御指揮被下度候也。

壬申十月十九日

鳥取県権参事　河野　通

鳥取県参事　関　義臣

山縣陸軍大輔殿
（書入（伺之通貸渡候条、証書可差出候事　十月三十日）
（JACAR　Ref.C09121286000、「大日記　明治五年一〇月～一一月　諸県」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料14】武場の借用の許可（明治五年十月）

別紙鳥取県願書之儀、無余儀次第且差支も無之候間、当分之間御貸渡相成可然奉存候。此段申達候也
壬申十月廿九日　築造局
秘史局御中
追而本文之場処御貸渡之上ハ有之証書差出可申候様御達ニ被及度候也
（JACAR　Ref.C09121285900、「大日記　明治五年一〇月～一一月　諸県」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料15】武場の借用書（明治五年十一月）

証
元鳥取県郭内武場、絵図面之通拝借之義御聞届相成候ニ付ては、御入用之節は返上可致段、尤取崩致節は可相伺可申、建具其外員数之義は、別紙之通相違無之候間、為後証如件
明治五年壬申十一月三日　鳥取県参事　関　義臣
山縣陸軍大輔殿
（JACAR　Ref.C09121297200、「大日記　明治五年一〇月～一一月　諸県」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

資料13～15は、鳥取県が、学校施設が手狭になったため、陸軍省所管の旧尚徳館武場の借用を求めたもの。本書には収録していないが、着彩された絵図が添付されており、尚徳館武場の規模もわかる。陸軍省所管となっていても、当面不要の土地に関しては比較的柔軟な対応がとられていたことが分かる。陸軍省側が特に必要とする場合を除き、城郭跡の実際の管理は府県に委任されていたことから、地域の要望もある程度は考慮されていたものと考えられる。

【資料16】扇邸の借用取りやめ（明治五年十一月）

第二千三百〇九号
旧藩城中建物之内返上願
当七月廿九日付を以、旧藩城中諸建物之内、旧来扇邸と唱へ候場所、当県庁より拝借仕度候願済之上、右拝借証書進達仕置候処、今般都合之儀も有之依而、返上仕候間、聞届被成下証書御差返し被下度、此段奉願候也
壬申十一月十三日　鳥取県参事　関　義臣
山縣陸軍大輔殿
（書入）（願之通　但し証書差戻候事）
（JACAR　Ref.C09121297700、「大日記　明治五年一〇月～一一月　諸県」（防衛省防衛研究所））

【解説】

鳥取県が大蔵省に、以前借用願を提出していた「旧扇邸」の建物の借用について、取り消しを申請したもの。あわせて証書の返還を求めている。借用の伺は大蔵省に提出されていようた

が、所有権が陸軍省にあったため、証書は陸軍省宛に提出されていた。鳥取県が扇邸を不要とするようになった理由は不明である。

【資料17】存城・廃城の分類（明治五年十一月）

全国元藩々城郭陣屋等、当省現今必要之分ハ第一別冊、其余不要之分第二別冊之通有之候間、廃城被　仰付、地方官江御引渡相成可然存候。尤、大蔵省打合候所、異存無之趣ニ候間、別紙之趣意ヲ以而早々両省へ　御沙汰相成度、此段申進候也

壬申十一月廿四日　　山縣陸軍大輔

正院御中

猶以、別紙之内略相記候通、此先当省入用之分ハ、勿論無代ニ而御引渡相成度、現今差向、鎮台差置度箇所ハ、第一別冊ニ〇印ヲ以テ申進候間、御引渡相成候様致度存候

（「公文録　明治六年　第二八巻」（国立公文書館））

【解説】翌年の所謂「廃城令」の前提として、陸軍省は明治五年に旧城郭・陣屋の軍用地としての要・不要を書き上げた帳面を作成した。「廃城」という言葉を用いているが、これは「軍事施設としての供用停止」に近い意味であり、城郭建造物の撤去や石垣等土木構造物の破却を命じたものではない。近世の破城とは意味合いが異なっていたのである。

「廃城令」と鳥取城跡

【資料18】「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」（明治六年一月）

陸軍省へ達

全国城郭及軍事ニ関渉する地所建物、是迄其省管轄ノ処、今度別冊第一号ノ通、陸軍必用ノ分改テ管轄被仰付、其余第弐号ノ通、旧来ノ城郭陣屋等被廃候条、附属ノ建物木石ニ至迄、総テ大蔵省へ可引渡事

一　右管轄の土地へ屯営建築落成ノ上、土地所木石等有余ハ、大蔵省へ可引渡、地所不足スレバ、更ニ選定シ、大蔵協議ノ上伺出候ハヽ、無代ニテ相渡事

一　今後屯営地所練兵場等有用ノ節、且全国防御線決定ノ日ニ至砲台塁壁等建築ノ地所へ、無題ニテ可相渡候条、其省ニ於テ選定シ、大蔵省協議ノ上可伺出事

一　木更津新潟水沢青森岐阜七尾兵庫大津敦賀浜田須崎浦千歳長崎十三ヶ所ハ、必用ノ区域相定、大蔵省協議ノ上、地所可受取事

大蔵省へ達

全国城郭及軍事ニ関渉する地所建物、是迄陸軍省管轄ノ処、今度別冊第一号ノ通、陸軍必用ノ分改テ同省ニ管轄被仰付、其余第弐号ノ通、旧来ノ城郭陣屋等被廃候条、附属ノ建物木石ニ至迄、総テ其省へ可引渡ニ付同省ヨリ受取候上処分可致事（以下略）

（「太政類典　第二編　兵制十三　鎮台及諸庁制置四」）

【資料19】陸軍所管の城郭の管理を府県に委託（明治六年二月）

陸軍省達
京都府並新潟県山梨県等四十七県
全国諸城郭、其他軍事ニ関渉スル営所ノ内、不要ノ分ハ一切被廃、必用ノ分ハ別冊ノ通、城郭ハ勿論総テ軍事ニ関スル地所立木建物共、今般更ニ当省管轄ニ被仰付候、就テハ当分ノ間其府県ヘ預ケ置候条、向後損毀失亡等有之節ハ、処分ノ義当省ヘ可伺出候事
但、既ニ鎮台所轄ニ相成居候分ハ此例ニアラス、且又昨年中払下ノ見込ヲ以テ入札為致候儀ハ一切取消ノ事
（「太政類典　第二編　兵制十三　鎮台及諸庁制置四」）

【解説】
所謂「廃城令」は、太政官から陸軍省・大蔵省への達（資料18）と、陸軍省から府県に宛てた通達（資料19）など、一連の旧城郭の管轄分けのための法令を指している。文面からみる限り、本来の目的は陸軍省所管の城郭と大蔵省所管の城郭を区別し、処分方法と払下げ代価の納入先を明確にしようとしたものであった。先に述べたように、廃城とは「軍事施設として廃止すべき城」であり、存城とは「軍事施設として存続すべき城」という意味である。「存城」とされた城についても、当面陸軍省直轄では管理できず、各府県に管理を委託している。区分自体は前年のものを踏襲しているが、松山城のように、この時「不要」とされていながら、後に軍用地として再取得されているケースや、鳥取の浦富陣屋のようにそもそもリストから漏れていたケースも散見し、陸軍省の判断が完全に固まっていたわけではないことが分かる。

【資料20】鳥取城の建物の要・不要について（明治六年六月）

鳥取城内建物雨漏之ヶ所修繕之義同県より伺出候ニ付見込
右城郭内ニハ追々兵営建築可相成候へとも、是迄之処不時兵隊出張之節ハ、同城二三之丸内ニ有之候旧知事居住之大厦屋三ケ処及土蔵等は、有用ニ付修繕指し加へ、其他石垣并右大厦屋を囲ひ候門塀等を除之外、櫓門ニ至ル迄悉入用無之ニ付、払下之条、数名之入札を以再ひ伺出候方、可然被存候。右詮議之上ハ其旨同県へ御指令相成度奉存候也
第六月十二日　野津少将
（JACAR　Ref. C07073250400、「大日記　明治六年六月、七月　第四局」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】
鳥取城内の建物の修繕について、鳥取県から伺いがあったため、築造局長の野津鎮雄が処理方針を示したもの。後の兵営建築を念頭に置いきつつ「旧知事所有之大厦屋三ケ処及土蔵」は有用であるので修繕し、「石垣」とこれらの建物を囲う「門塀等」は残すが、その他については「櫓門ニ至ル迄」すべて無用であるため、修繕ではなく入札・払下げの方向で県に申請させるよう指示している。これを受けて無用な建造物の撤去が明治八年中に行われ、「陸軍軍政年報」によれば「鳥取城内建物萎陋之部七一」が解体撤去された。古写真を比較すると、「櫓及び土塀・門櫓の揃っているグループ」と、「櫓群だけが映っているグループ」に分けられるのは、この出来事のためである。

盗去候段、同県ヨリ届出候条、各地方官ニ於テ厳密遂探索、右品見当り候ハヽ大蔵省へ可申出、此旨相達候事

但、本文銀行紙幣会社券共、番記号ノ義ハ追テ大蔵省ヨリ可及布達候事

明治七年二月十七日　太政大臣三条実美

別記　金札引換公債証書并国立銀行紙幣等見本

一　金札引換公債証書　見本　六枚

内

千　円　小ノ分　一枚

五百　円　大ノ分　一枚

百　円　大　小　二枚

五拾　円　小ノ分　二枚

一　東京第一国立銀行発行紙幣　見本　五枚

内

二拾　円　一枚

拾　円　一枚

五　円　一枚

二　円　一枚

一　円　一枚

一　大坂為換会社金券　見本　二枚

内

五　円　一枚

一　円　一枚

一　西京為換会社金券　見本　一枚

一　円　一枚

一　為換会社金券　見本　二枚

【資料21】城郭の管理の確認（明治六年一一月）

陸軍省達　諸鎮台

全国城堡之儀、是迄本省直管之箇所多分有之候処、今般更ニ各地方鎮台管轄申付候、就テハ其鎮台出張之経営部官員へ担当可為致、尚鎮台ニ於テ、保存廃毀ヲ不論、見込有之伺出候節ハ、同部官員協議之上、伺書可差出、此旨相達候事

但、臨時新築等、本省決議之分ハ此限ニ非ス

（「太政類典　第二編　兵制十三　鎮台及諸庁制置四」）

【解説】

旧城郭の管理を、陸軍本省から各地方の司令部である鎮台に移管するとともに、保存・廃棄などについては「経営部」と協議した上で本省に伺うよう指示したもの。本省であらかじめ決議した事項は除外することとしている。これによって、陸軍省所管の旧城郭は、一応統一的な基準のもとで管理されることになったと思われる。

【資料22】鳥取城建物の利用（明治七年二月）

第二十三号　使府県

明治六年第三百四号布告、記名利札証書第一国立銀行紙幣、并同年大蔵省第百四十七号布達、横浜為換会社金券、及同省番外布達、西京大坂両会社発行金券共、見本下渡候内、鳥取県旧城中展観場ニ於テ、別記ノ通去十二月十四日夜中、何者トモ不知

内
二拾五円　一枚
一　円　一枚
（JACAR Ref. C07040169300、「太政官日誌　自第一号一月一日至第四〇号三月一九日」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

鳥取城の建造物は、明治一〇年に姫路から分遣隊が派遣されるまで、軍事利用されず、待機している状態だった。資料22は、管理をしていた鳥取県が、紙幣や金禄公債の展示場として鳥取城の建物を利用していた例である。なお、この時展示物が盗難にあっており、管理が不十分だったことが分かる。

【資料23】鳥取城建物の移管（明治七年五月）

第二千七十四号
鳥取県より旧鳥取城諸建物自今第四経営部へ委任候条為心得相達
（JACAR Ref. C08052051800、「送達日記　加二　六五　明治七年五月」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

明治七年に入ると、陸軍省は積極的に近世城郭の状況把握と整理を進めるようになった。資料23は、その過程の中で管理権限を明確にしたものである（なお、この直後の八月に中村重遠が第四経営部司令官に着任する）。軍事用に使用可能な材料の収集保存を命じ、明治維新前後から城郭内に存在するようになっていた民間居住地・県施設等の取り扱い等の方針もまとめられていく。資料20でみたように、建物の要・不要は既に明治六年から調査が進められており、実際の解体撤去・払下げも、明治八年には実施された。鳥取城では、門櫓や番小屋等の小規模な建物はこの時失われたが、軍事目的に使用可能な大型の櫓や御殿は対象から外れ、明治一二年まで存続した。

なお、島根県の松江城でも、明治八年に天守も含めた城郭建築の大部分が入札に付されたが、天守については民間の有志の出資により解体撤去を免れ、現存している。

陸軍省所管期の鳥取城跡

【資料24】分遣隊の派遣願の返却

（明治九年十月三十日　同十一月四日来）

別紙旧鳥取県ヨリ、該地へ営所被置候儀ニ付上申看詳候処、今日ニ在テハ該県ハ已ニ被廃、島根県へ合併ト相成、施政上ノ都合等モ多少昔日ニ異リ候次第モ可有之ト存候。依テ該上申ハ、一応島根県へ御却下相成可然候。依而御指令案相添、仰御高裁候也

御指令案

別紙鳥取県ヨリノ上申下戻シ候条若シ其県ニ於テ該事件ニ付意見有之候ハヽ更メテ可申出事

明治九年十一月七日

（『公文録』明治九年・第二百九巻）

【資料25】鳥取城への分遣隊の派遣届（明治一〇年一月）

鳥取エ分遣隊配置候旨御届

第四軍管姫路師管々内姫路営所ヨリ、分遣隊差置候条、此段御届申候也

明治十年一月十五日　陸軍卿　山縣有朋

太政大臣　三条実美　殿

（「太政類典　外編　明治四年～一〇年　第八〇巻」）

【資料26】鳥取城への分遣隊の派遣指示（明治一〇年一月）

工六十三号

姫路歩兵一中隊分遣屯営、鳥取城内外適宜之場所鎮台打合セ、イソキ伺出ヘシ

一月十九日　陸軍卿

工兵第四方面

（JACAR　Ref.C04027356000、「大日記　砲兵本支廠工兵各方面一月木　陸軍省第一局」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料27】分遣隊派遣の通知（明治一〇年一月）

姫路歩兵一中隊、鳥取城へ分遣御達ニ付、第四方面本署へ御達相成度伺

本年送第七十七号ヲ以、屯営等取調可申出旨、当局へ御達し相成候処、一応第四方面本署へ別紙之通電報ニ而御達し相成度、此段至急相伺候也

十年一月十九日　第四局長代理　陸軍中佐土屋可成

陸軍卿山縣有朋殿

（書込）（伺之通相達候事　一月一九日）

工兵第四方面本署へ電報案

ヒメヂ、ホヘイ、チウタイ、ブンケン、トンエイ、トツトリ、ジョウ、ナイグワイ、テキギノバシヨ、チンタイウチアワセ、イソギウカガイ、イヅベシ

（JACAR　Ref.C04027155400、「大日記　省内各局参謀近衛病院教師軍馬局　一月水　陸軍省第一局」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

鳥取県は、佐賀の乱の影響で不平士族に不穏な空気が流れ、治安が悪化したことから、陸軍省に分遣隊の派遣を求めていた。実際に分遣隊が派遣されたのは明治一〇年のことで、その時にはすでに鳥取県は島根県に併合されていた。陸軍はいったん派遣申請を島根県に返したが、島根県もやはり派兵を望んだので、

分遣隊が送られることになった。駐屯地には、陸軍所用の「存城」であった鳥取城が充てられた。

【資料28】鳥取城建物修繕着手の許可（明治一〇年一月）

鳥取城内在来家屋修繕着手之段伺之通

一月廿三日　卿代理　大山陸軍小輔

工兵第四方面本署

（JACAR　Ref.C04027357200、「大日記　砲兵本支廠工兵各方面　一月木　陸軍省第一局」［防衛省防衛研究所］）

【資料29】鳥取城建物の修繕見積もり（明治一〇年四月）

鳥取城内建屋修繕入費仕様に付申進

一　金七百六十六円九十四銭六厘

右ハ、去一月十五日送第七十七号ヲ以御達相成候、姫路営所歩兵一中隊鳥取ヘ分遣ニ付テハ、旧城内在来建家に修繕ヲ加ヘ、兵舎等ニ御取設相成ニ付テハ、現地ニ因入費等取調着手候ニ而ハ、懸隔ノ土地往復ノ時日ヲ費シ、竣成期限遅延云々伺出之節、追書ヲ以凡七八百円失費ヲ可要、且、右費用当方面営繕費之内ヨリ支払候共差支無之旨申進置、其後尚又御指令ヲ不俟直々着手之上追入費等取調進呈仕度旨、電報ヲ以相伺候処、伺之通御指令相成、依今般直入費別紙明細書之通、定額費之内ヨリ支払候ニ付、此段御届申進候也

工兵第四方面提理代理

陸軍少佐　飛鳥井推古代理

陸軍大尉　谷村楮介

明治十年四月八日

陸軍卿　山縣有朋殿代理

陸軍中将　西郷従道　殿

（別紙）（明治十年四月八日調「鳥取城三ノ丸在来建家兵舎及附属家ニ変換直入費取調表」（別紙省略）

（JACAR　Ref.C04027396600、「大日記　砲工兵方面の部　四月木　陸軍省第一局」［防衛省防衛研究所］）

【解説】

明治七年、施設整備のため、六つの軍管区夫々に工兵方面が設立された。工兵方面は要塞、砲台、屯営、営舎、倉庫などの建築補修、所管地所の管理を行ったほか、工兵用の器具の製造・維持・配給を行った。

資料28～29は、鳥取城の建造物を陸軍省が改修して使用したことを示すもので、担当する工兵第四方面の改修内容を知ることができる。また、兵庫県立歴史博物館所蔵の鳥羽正雄資料に、この前後の工兵第四方面の鳥取城の概要調書が残されており、鳥取城三ノ丸は土蔵・御殿ともほぼそのままの形で兵営として活用されたことが判明する。

【資料30】鳥取分遣隊を増派せず（明治一一年八月）

一第千三百五十四号　総警第六十四号　一第千三百五十四号

島根県島取エ分遣隊再置ノ儀、権令ヨリ申出候ニ付、御協示之趣致承知候、同県下ハ兼テ少シク頑陋ノ風習モ有之候ヘトモ、目下別ニ紛糾ノ景況モ不相見、且何等申出候儀モ無之就テハ、

警察上取締リ此際更ニ増置等ハ不致見込ニ有之候、畢竟兵隊ノ再置ヲ申請候ハ、唯ニ不虞ヲ慮ルニ出ル儀ト存候、此段及回報候也

明治十一年八月二十七日

内務卿　伊藤　博文

陸軍卿　山縣　有朋　殿

（JACARRef. C09120487900、「大日記　明治一一年七月～八月　諸省　六」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

明治一〇年に既存建物を改修して整備された鳥取城の兵営は、西南戦争の終結等を受けて治安が安定したことにより、明治一一年には実質的に休止されることとなった。この年の一二月には設備が撤去され、建物も解体撤去・払下げとなる（資料31参照）。

【資料31】藩校建物の売却（明治一〇年一一月）

四工一ノ二百五十二号

鳥取沢市場町陸軍省所轄ノ建家御払下相成度義ニ付伺

島根県下邑美郡沢市場町、陸軍所轄別紙図面赤色之建家、相当代価ヲ以御払下相成度、別紙之通人民ヨリ願出候趣ニテ、該県ヨリ照会致シ来候処、右建家ノ如キハ、雅古該地巡回之際実見仕候ニ、最モ大破ニシテ往々保存難出来見込ニシテ、既ニ売却之目途相立居候折柄、今般前顕申来候ニ付テハ、人民願之通相当代価ヲ以御払下相成度、依図面並人民願書相副、此段相伺候也

工兵第四方面提理代理

明治十年十一月十九日　陸軍少佐　飛鳥井雅古

陸軍卿山縣有朋殿代理

陸軍中将西郷従道殿

（朱）伺之通　十二月六日

（別紙）

当大区小区沢市場町一丁目陸軍御管轄地、別紙図面朱色之建物、御不用ニ御座候得ハ、第十八中学、二番小学醇風学校、五十六番小学行徳学校修繕ニ相用申度奉存候間、相当之代価ニテ御払下被為下度、此段奉願候也

島根県下因幡国第一大区小十一区

明治十年十月十一日　行徳小学保護人　小川茂平

戸長　田村俊造

副区長　小原　最

醇風小学保護人　伊王野　担

戸長　塩倉信芳

副区長　荒尾就美

区戸　臼井貞雄

島根県権令境二郎殿

（以下書上）

乙二番四十七坪二合五夕

瓦三千八百枚

上瓦分二千百枚斗

乙二番続二十六坪五合五夕

瓦無シ

丙一番七十五坪二合五夕

瓦七千百五十枚
上瓦分四千枚斗リ
丙一番之内六十五坪
瓦四千六百枚
上瓦分二千八百枚斗
丙続二十坪五合
瓦九百枚
上瓦分五百枚斗
（絵図二点付属・省略）
（JACAR Ref.C04027523200、「大日記　砲兵工兵の部一二月木陸軍省第一局」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】
ここでいう「沢市場町」は、現在の鳥取県立図書館・とりぎん文化会館及び同駐車場にあたる場所で、江戸時代の藩校・昌徳館及び武場の跡地である。この時点までは江戸時代の建屋が現存していたが、地元から払下げ・転用の要望が出て許可され、醇風小学校の校舎修復等に使用された。
鳥取城の建物についても似たような形で払い下げられたと思われるが、現在のところ確実な史料は未見である。

【資料32】鳥取城建物の売却準備（明治一一年一二月）
大五百五十四号
山縣陸軍卿
大阪　三好少将

鳥取城建物、売却ス可キニ付、兼テ同所え格納セシ歩兵二中隊分陣営雑具等、早々取払フ可旨、工兵第四方面ヨリ照会有タリ。然ルニ右品々ノ内、寝台タアフル腰掛、其他庖厨雑具之類ハ、運送頗ル不便之場所ニ付、同所ニ於テ直チニ売却為致度、此節監督所不在等、至急御指令有リ度シ
十二月十八日
（「JACAR Ref.C10071035000、「大日記　陸軍人事関係」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】
それまで残されていた鳥取城の大型建造物（二ノ丸三階櫓等）は、明治一二年に解体撤去された。資料32は、それまで兵営として使用していた鳥取城の建物を売却するため、什器備品を撤去するよう指示があったが、寝台やテーブル、腰掛、台所用具などについては交通が不便なので現地で売却してよいかを陸軍内で問い合わせたもの。明治一一年一二月一八日までは建物が現存していたことが確認できる。明治一一年は、陸軍省が天皇の意向を受けて彦根城の保存を決め、さらに工兵大佐・中村重遠が名古屋城と姫路城の保存を上申した（翌年決裁された）、近世城郭の文化財保護の歴史においても節目の年にあたる。
この前後から陸軍省は各地の城郭の再調査を実施し、保存すべきものとそうでないものを、当時の水準で判断するようになった。石垣や堀等の土木構造物よりも建造物に主眼が置かれていたようだが、曲がりなりにも政府自体が文化財的な視点で城郭建造物の保存に取り組み始めた端緒といえる。陸軍省が主体となって取り組み始めた点に、近世城郭保護の歴史の特徴を見出すことができよう。存城・廃城で保存のあり方に差があると

すれば、所謂「廃城令」の区分によるというより、むしろブラントや中村重遠の働きかけによる陸軍省内の意識の変化によるところが大きいと思われる。先にみたように、それとは別に、町田久成ら文化官僚による保存の動きなども見られたが、所有者でもある陸軍省のそれは、より強力なものであったと思われる。鳥取城の建物は、残念ながら姫路城・名古屋城のような高い評価を得ることなく解体撤去・払下げが行われたようである。

【資料33】鳥取城の土地の追加貸出（明治一三年五月）

総木工第三六二号

鳥取城内之空地更ニ貸渡方伺

因幡国鳥取城内之空地、工兵方面御設置以前ヨリ、島根県士族共え貸渡有之タルニ、地積等不明瞭之点不少ヲ以、調査方客歳該県え照会ニ及ヒ置候所、明治十年送第三千八百八号及ヒ同十二年甲第二十二号御達ヲ遵奉之、合面積壱萬千四百六十四坪三合八夕、橋尾甚六外十七名ヨリ更ニ拝借出願候旨ヲ以、島根県ヨリ照会致シ越候、然ル処該地タル前顕開申之通、兼テ貸渡有之土地ニシテ、且、方今仕用之見込モ無之、殊ニ其料金亦相当ニモ非ラサルニ付、満一ヶ年ヲ一期トシ、更ニ御貸渡相成度、依テ別紙図面并ニ明細調査表相副、此段相伺候也

追テ該貸地料、客歳七月分迄ハ収入済ニ付、本文御許容ノ上ハ、閏八月分ヨリ収入可致筈ニ付、至急御許可相成度、

此度副テ申進候也

工兵第四方面提理

明治十三年五月廿日

陸軍歩兵大佐品川氏章

陸軍卿　大山巌　殿

伺之通

六月十五日

（JACAR　Ref. C04029646500、「大日記　砲工の部　6月木坤　陸軍省総務局」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料34】鳥取城の土地の貸出（明治一三年五月）

明治十三年五月二十六日

伍第一二五五号　工兵第四方面ヨリ鳥取城地貸渡等の件

別紙之件、審義仕候処、別段差支も無之見込ニハ候得共、一応参謀本部より照会相成候上、何分御指令相成可然ト存候。因テ左之御照会案取調、及上申也

照会案

別紙第一二五五号工兵第四方面提理伺出之趣　何分之御意見致承知度此段及御照会候也

（JACAR　Ref. C04029646500、「大日記　砲工の部　六月木坤　陸軍省総務局」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料35】鳥取城の土地の貸出条件（明治一三年六月）

別紙伍第一二五号、工兵第四方面提理より伺出、鳥取城内之空地更ニ貸渡之義ハ、地形換ハ勿論、堅牢ニ建物等ヲ造ラサルニ於テハ、伺之通御許可相成可然トノ本部意見ニ有之候。　此度及御答候也

明治十三年六月八日

参謀本部副官

陸軍歩兵中佐　斎藤正言

陸軍歩兵中佐小嶋益謙殿
（JACAR Ref. C09122336700、明治一三年従一月至六月　参謀本部　一五〔防衛省防衛研究所〕）

【資料36】鳥取城の土地の貸出（明治一三年六月）

明治十三年六月十日
伍第一二五五号
工兵第四方面提理ヨリ鳥取城地貸渡之義伺
別紙之件審案仕候処、既ニ参謀本部意見も有之通、別段差支無之事項ニ付、方面申出之通御聞届相成可然ト存候。　仍テ左之御指令案取調、及上申候也
　御指令案
伺之通
（JACAR Ref. C09070661800、「大日記　第五号審按　八　従四月至六月」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料37】鳥取城の番人と借家（明治一六年六月）

（表紙）
鳥取城番人名及該城建物略図
　島根県　兵事掛
（本文）
　鳥取城番人名
明治十五年四月十二日付免職
辞令同十九日付請書差出済　　横田喜宇一
　城内官舎ニ居住
明治十六年六月改革ニ依リ免職　　河上幸次郎
　邑美郡円護寺村居住
明治十五年四月十九日　　元木佐十郎
　拝命ス　　城内官舎ニ居住
明治十六年六月　拝命　　太田清松
　邑美郡湯所町壱番屋敷居住
（図面付・省略）
（「鳥取城番人名及該城建物略図」〔鳥取県立公文書館〕）

【解説】

三階櫓等の解体後の島根県時代、鳥取城跡は民間の居住地として貸し出されていた。地形の変更や堅固すぎる建物の建築は禁じられていたため、石垣等の遺構はあまり影響をうけなかったようである。資料33～資料36は、借地の条件や許可、経緯を示す一連の資料である。

資料37は、鳥取県庁に残された、島根県所管時代の鳥取城の様子を知ることができる資料は、決して豊富ではないが、これはその数少ない史料のひとつである。島根県時代の番人の解雇と、鳥取県再置後の雇用についての簿冊で、引き続き使用されたことから鳥取県に引き継がれたものである。今回は掲載できなかったが、着彩された絵図が添付されており、現在鳥取県立博物館敷地となっている城代屋敷跡周辺の居住者の屋敷の略図である。島根県時代にも、城内の借地に民間人が居住していたことが分かる。

なお、調査時期の関係で本書には掲載できなかったが、兵庫県立歴史博物館所蔵の鳥羽正雄資料の中に、明治一〇年から一

三年にかけて調査された工兵第四方面の調査書が残されており、建物の存廃の具体的な状況はある程度判明する。

【参考事例5】

明治一四年一二月二五日

兵庶八四六号

旧城郭等処分方之儀ニ付伺

客年、第四十八号交付ヲ以テ、府県庁舎及ヒ監獄建築修繕之儀、地方税負担ト被定候上ハ、在来之建物ハ勿論、敷地樹石等一切之諸施設営、十四年度以降渾テ地方税経済ニ引継キ、将来不用ニ属スル諸設営ハ、之ヲ公売ニ付シ、其代金ハ地方税収入為致、従前一公二民ノ分担又ハ皆官費ノ諸設営ハ、前途創立修繕トモ其ニ基キ、官民ニ割戻候仕来リニ候得共、其区別ニ不均、挙テ地方税ヘ引継方ノ儀、同年十一月十九日付ニテ相伺、同三十日付ヲ以テ御裁可相成候ニ付、其旨当省ヨリ各府県ヘ及内達置候。然ルニ、旧城郭及陳（ママ）屋之儀ハ、明治六年中陸軍省ニ於テ必要ノケ所ヲ除キ、全ク廃棄ノ分ヲ、同省ヨリ大蔵省ヘ引渡候モノニ付、同年四百廿五号公布ニ拠リ、家禄奉還願出候者共ヘ払下、或ハ公売シ、多クハ処分済ニ候得共、未タ稀ニ存在候分モ有之候処、廃藩後ニ在テハ、官民費ヲ以テ、増築修繕等ノ工事ヲ要セシコト無ク、他一般ノ庁舎ト同視スヘキニ非サルヲ以テ、方今府県庁及附属舎ニ使用候外ハ、地方税ニ引継クヘキ筋ニ有之間敷相考候。依テ将来使用ノ見込無之モノニ限リ、此際処分取計、旧跡保存又ハ風致ニ関スルノ類ニヨリ其破壊ヲ歎惜スル分ハ、維持ノ方法等人民ノ適宜ニ任セ、其情願聞届候様可致哉。右ハ差掛リ類似伺出ノ向モ有之候間、至急何分ノ御指揮被下度、此段相伺候

明治十四年十月三十一日　内務卿　山田顕義

太政大臣三条実美殿

（朱書）伺ノ通

明治十四年十二月廿三日

（「公文録　第百巻　内務省第一」（国立公文書館））

【解説】

陸軍省、特に中村重遠ら工兵方面が城郭建築の保存に果たした役割の大きさは比較的評価されているが、「廃城」とされた大蔵省所管城郭の保存については、あまり知られていない。参考事例5にあげた内務省の伺は、廃城側の歴史を端的に示している。多くは士族たちに払い下げられるか公売に処せられたが、これらの中には残存しているものもあった。明治一四年に国有財産の地方への振り替えが行われた際、これらの城郭は「一般の庁舎」と違う扱いを受けた。「旧跡保存」「風致」のために破壊を避けようとするものについては、「維持の方法を人民に任せ」て保存の願いを聞き届けることとしたのである。陸軍省が旧藩主に優先して城郭を払い下げたのは明治二二年度のことであるから、「廃城」の建造物は、より早い時期から民間による保存の措置が講じられた可能性がある（ただし、それまで「廃城」には公費・民費によらず修繕が加えられていなかったとしているし、陸軍省は既に公費による修復・改修を行っていたので、「存城」の方がやはり保存条件は良かったものと思われる）。

【資料38】陸軍所管地の地名変更（明治一五年四月）

伍第七八五号
地名改称之義ニ付申達
客年一月十七日、四工一ノ九十五号ヲ以テ、旧嶋根県管下因幡国鳥取城以下拾二ヶ所、陸軍所轄地々名改正之儀、申達置候処、今般鳥取県ヨリ更ニ改称之旨申越ニ付、乃チ別紙表面之通、御訂正相成度、此段申進候也
工兵第四方面提理
明治十五年四月七日　陸軍歩兵大佐　山川　浩
陸軍卿大山巌殿代理
参事員議長山縣有朋殿
別紙ハ工兵局も為致候事
（JACAR Ref.C10072742300、「大日記　明治一五年従一月至六月　工兵各方面」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料39】鳥取城内の水道敷設（明治一七年一月）

別紙伺書類ハ工兵局ニ引去ル
別紙伍第一六六五号　鳥取城内井水引用之義、工兵第二方面ヨリ伺出之趣ハ、他日該城入用ノ際ハ、何時モ水樋取除キ候定約取結ヒ、然ル上ニテ御許可相成可然、本部意見ニ有之候間、此度及御回答候也
明治十七年一月十日
参謀本部次副官　上領　頼方
陸軍卿官房長　児島益兼　殿
（JACAR Ref.C09122498400、「大日記　明治一七年従一月至一二月　参謀本部」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料40】鳥取城内の空地貸出の件（明治一七年九月）

明治十七年九月八日
工兵第二方面伺　鳥取城内空地貸渡ノ件
別紙之件ハ、官房長ヨリ参謀本部へ一応照会之上、何分御指令相成可然存候、因而案文取調及上申候也
照会案
別紙伍第一一四五号鳥取城内空地貸渡之義、工兵第二方面より伺出相成候、就而ハ、御部何分之御意見致承知度、此段及御照会候也
（JACAR Ref.C09072385000、「大日記　第五号審按　従九月至一二月」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料41】鳥取城内の空地貸出の件（明治一七年九月）

別紙伍第一一四五号鳥取城内空地貸渡之義、工兵第二方面ヨリ伺出之趣ハ、同方面伺之通相成可然、本部意見有之候条、此段及御回答候也
明治十七年九月十五日
参謀本部副官　茨木惟昭
陸軍卿官房長児島益謙殿
（JACAR Ref.C09122517800、「大日記　明治一七年従一月至一二月　参謀本部」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料42】鳥取城内の空地貸出の件（明治一七年九月）

明治十七年九月廿四日　廿五日付
伍第一一四五号

工兵第二方面伺
鳥取城内空地貸渡之件
別紙之件ハ、参謀本部ニ於テ支障無之旨回答ニ付、御許可相成可然存候。因テ御指令按取調及上申候也
御指令按
伺之通
（JACAR　Ref. C09072386100、「大日記　明治一七年　第五号審按　従九月至一二月」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

明治一二年に建造物の解体が終わったのち、鳥取城は軍用地としては使用されないまま陸軍省が所管していた。陸軍省は、将来使用することになった場合などに復旧できる範囲で、空地を民間に貸し出していた。島根県時代にはすでに上代屋敷跡等は民間の居住地になっていたので、この頃追加で貸し出されたのは三ノ丸御などであった。その後、管理を委託されていた鳥取県は、この場所を中学校要地として使用することを計画し、明治二二年に借地者に土地を返納させている（資料44～45）。

【資料43】鳥取城の内堀浚渫についての上申（明治一九年八月）

壹第一五〇八号
鳥取県上申鳥取城湟浚渫之件
議按　明治十九年八月廿五日
御指令按
申出之趣、浚渫方大阪鎮台監督部へ相達ス

総務局次長ヨリ大阪鎮台監督部へ通牒案
別紙壹第一五〇八号鳥取県上申之件、朱書之通、御指令相成候条、浚渫方之義、曽而意見御申出之趣モ有之候得共、該県依託之義ハ、御部ニ於テ御取計有之度、此段申入候也
陸軍省進達送乙第三七八八号　八月廿七日
大監甲第三〇九号
鳥取県上申、旧鳥取城濠浚渫之義ニ付、送乙第三二二三号ヲ以テ取調、何分之意見可申此旨、御照会之趣承候ハヽ、該県ヘ照会取調候処、廃藩以来、塵埃砂泥ヲ嵩ミ不潔甚タ敷、衛生上ニモ影響不尠ト相考、且、費用概算ハ左之通ニ付、本年度営繕費定額内ヲシテ浚渫相成可然存候、御許可之節ハ、費用当部ヘ請求可致様、併テ御指示相成、而して当部ヘモ其旨御達相成候様致者、此段御答候也
追テ別紙御返却ニ及候也
明治十九年八月廿日
大阪鎮台監督部長　中村宗則代理
陸軍三等監督篠原国清
総務局次長小島益謙殿
浚渫費予算
一　金百三拾八円五拾七銭三厘
但、濠積面四千弐百四拾四坪六合弐夕、平均壱尺堀上ケ、泥土ハ旧城内土手際ヘ運搬、費用共壱坪ニ付金三銭弐厘六毛四六七三
（別紙）
旧城濠浚渫方ノ義上申
管下因幡国邑美郡鳥取東町御省所轄地旧鳥取城湟浚渫ノ義、過ル十七年三月乾衛第二三号ヲ以テ上申候処、尓来益々淤

泥ヲ嵩ミ、一層ノ不潔ヲ加ヘ、健康上著シキ妨碍ヲ醸生スルヤモ難計、目下悪疫流行ノ際、衛生上措クヘカラサル義ト被将、又該濠ノ不潔ナルハ道路溝渠等掃除方、各人民督励上ニモ影響スル不尠候条、至急何分御詮議相成度、此段上申候也

明治十九年六月十七日

鳥取県令　山田信道

陸軍大臣伯爵　大山巌殿

（書入）申出之趣浚渫方大阪鎮台監督部へ相達ス　八月廿七日

（JACAR　Ref.C03030110000、「壹大日記　壹」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

建造物は撤去したものの、堀や石垣を（おそらく将来の使用に備えて）温存していた陸軍省所管の城郭では、その管理費を陸軍省が負担していた。資料45は、鳥取城の内堀の浚渫に関するもので、鳥取県が陸軍省に陳情したもの。このケースでは、費用を陸軍省が負担し、鳥取県が委託を受けて実施することとなっている。日常管理の実務が県に委託されていたことを示している。姫路城、名古屋城等、建造物のように、建造物の保存を要する城郭だけでなく、全国に分布する、現用していない城郭跡の管理費負担は、陸軍省にとっては重いものとなっていたのではないかと思われる。

【資料44】鳥取城民間借用地の返納（明治二二年七月）

四監甲第六五一号

鳥取県下鳥取城本省所轄地之内、予而人民へ貸与有之候内、別紙之通リ返地有旨、該県ヨリ通報有之候間、此段御届申候也

明治二十二年七月廿日

第四師団監督部長中島宗則

陸軍大臣伯爵　大山巌殿

（別紙）

鳥取城内貸渡之返地

一　面積　六百六拾三坪　堀内久保

但明治二十年七月ヨリ二十三年三月迄貸渡ノ処本年三月限リ悉皆返地

一　〃　弐千坪六合五勺　西山幸六外一名

但明治二十年五月ヨリ二十三年二月迄貸渡之処本年三月限り悉皆返地

一　〃　百拾坪弐合六夕　中川粂三郎

但明治二十年七月ヨリ廿三年三月迄面積二千二百七十二坪六合八夕貸渡有之内本文ノ通本年三月ヨリ返地

前書之通候也

（JACAR　Ref.C10060169300・10060169400、「大日記　編冊　各監督部　陸軍省」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料45】鳥取城民間借用地の返納（明治二二年八月）

四監甲第七二五号

鳥取県鳥取城内、本省所轄地之内、面積弐千八百六十坪四合五有、明治二十年七月ヨリ同二十三年三月迄、同県下御弓町重松貞幹外三名へ貸渡有之候処、今般都合ニヨリ返地セシ旨、該県ヨリ通報有之候間、此段御届申候也

明治二十二年八月十四日
第四師団監督部長中村宗則代理
同部陣営課長　北島信厚
陸軍卿伯爵　大山巌殿
（JACAR　Ref.C10060169500、「大日記　明治二二年　編冊　各監督部　陸軍省」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料46】中学校建設のための土地借用願（明治二二年九月）

伍第九八九号　第四師団総督部
鳥取城内地所貸渡之件
議按　明治二十二年九月九日
伺之通　九月十日
四督甲第七四九号
鳥取城郭内地所貸渡之義ニ付伺
鳥取城郭内
一　地積　弐千八百五坪四合五勺
右ハ、鳥取県ニ於テ、尋常中学校建設可相成候処、適当之地所無之ニ付、本月ヨリ来ル廿五年七月迄、無料借用致度旨、別紙写之通照会越、事実無余儀次第ニ相聞ヘ候間、特別之御詮議ヲ以、貸渡方御許可相成度。尤モ御許可之上ハ、土地貸渡規則ニ拠リ、証書等取置可申。此段相調候也
明治二十二年八月廿九日
第四師団監督部長中村宗則
陸軍大臣伯爵　大山巌　殿
（JACAR　Ref.C07050162700、「伍大日記　九月」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】
明治二二年に入ると、鳥取県は鳥取城跡内の借地のうち、三ノ丸周辺について、借主からの返納と集積を進めるようになる。（資料45～46）これは、陸軍省が近日中に不要の城郭を払い下げるという見込みのもと、中学校用地として使用する計画を持っていたためである。資料46からは、集積した土地を実際に中学校建設用地として借用することを県が申し出ていることが分かる。申請を受けた第四師団監督部は、「特別之御詮議」をもって許可するよう求めている。現地で城郭を管理している県側が、城郭跡の利用に強い関心を持ち、主体的に動いていることがわかる。県だけでなく、文部省も学校用地としての城郭に注目していたが、陸軍省は必ずしもこの動きを歓迎していなかったようである（参考事例6・7参照）。

【資料47】鳥取城跡樹木盗伐（明治二二年九月）

写
事乙第一九九号
本月十七日付、四監甲第八〇三号ヲ以テ、県下陸軍所轄地鳥取旧城山ニ在ル樹木盗伐ノ景況、并ニ該件取調ノ始末、御通報可及御照会ノ趣、了承。即チ、別紙鳥取警察署長、警部田辺卓上申ノ通リニ有之候条、右御了知相成度、及回答候也
明治二十二年九月二十一日
鳥取県知事　武井守正
第四師団監督部長　中村宗則　殿
追テ本件ハ既ニ管轄裁判所ニ送致有ニ付、弁済ノ上ハ宣告文写

ハ送付可及候也

（JACAR　Ref. C10060169700、「大日記　編冊　各監督部　陸軍省〔防衛省防衛研究所〕）

【資料48】鳥取城跡樹木盗伐（明治二二年九月）

四監軍第八二七号

今回、旧鳥取城番人等通謀シ、同城内ニ在ル樹木ヲ盗伐致タルニ付、捕縛ノ上該地警察署ニ於テ盗伐ノ景況等取調タル始末書、該県知事ヨリ送付越候ニ付、別紙等相添此段及報告候也

明治二十二年九月二十七日

第四師団監督部長中島宗則

陸軍大臣伯爵　大山巌殿

（JACAR　Ref. C10060169600、「大日記　編冊　各監督部　陸軍省」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

鳥取城跡の管理人が、城山の木を盗伐していた事件について、鳥取県知事が陸軍省に報告したもの。資料37でみたように、管理人の雇用は県の管理だったが、人件費は陸軍省の負担となっていた。堀の浚渫（資料43）と同様、陸軍省所管城郭跡のうち、軍用に供していない土地の管理状況を知ることができる。

鳥取城跡だけでなく、地方城郭では同様の状況がみられたものと思われる。陸軍省は、要塞としての機能を損なうような改変は許さなかったが、地形を改変しない範囲での空地の貸し出しや転用には比較的寛容であった。いわゆる「廃城」である大蔵省所管城郭では、要塞としての機能自体が廃止されていたため、石垣の破壊・転用を伴う地形の改変にも制約はなかった。陸軍省のこのような姿勢は、結果的に近世城郭の縄張の保存につながるものだった可能性がある。

全国城郭の払下げと池田家による鳥取城跡買戻し

【資料49】旧城郭・不用土地の売却方針（明治二二年七月）

陸軍省受領　二第一八七七号

旧城郭及不用土地建物等処分方御治定ニ付、左按之通各師団監督部ヘ御達案、高級副官ヨリ通牒相成度候也

明治二十二年七月二十五日

会計局長

御達按

別記旧城郭及不用土地建物等、別紙処分法ニ拠リ売却方取斗ヘシ

但、就中将来必用見込アルモノハ其事由開申スヘシ

陸軍省送達　送乙第二三六四号　八月一日

高級副官ヨリ各師団監督部ヘ通牒案

今般、旧城郭及不用土地建物売却方御達相成候処、城郭之義ハ該旧藩主ニ於テ払受出願之者ハ、公売ニ付セス、評価額ヲ以テ願主ヘ払下之筈ニ就而ハ、此間地方庁ヲ経テ旧藩主ヘ布告御取計可有之、為念此段及御通牒候也

陸軍省送達　送乙第二三六五号　八月一日

一　土地家屋ノ払下ハ総テ公売トス

一　払下城郭ヲシテ該藩主ニ於テ払受出願ノ者ハ、公売ニ付セス、評価額ヲ以テ該願主ニ払下ヘシ

一　払下城郭ノ内、旧藩士族受領地ニシテ陸軍所用ノ節ハ、替地并移転料ヲ付与スヘキ約定アルモノハ売却地ヨリ取除クヘシ

一　前項ニシテ既ニ替地ヲ与ヘ、未タ移転料ノ付与セサルモノハ、該地売却ノ上更ニ移転料ヲ付与スヘシ

但替地ヲ与ヘタルモ実際移転セサルモノハ、前項ニ準シ其替ハ返納セシムヘシ

一　払下地ノ内、官庁ニ於テ公共ニ要スル為メ払受ノ請求アルモノハ、公売ニ付セス評価額ヲ以テ譲与スヘシ

但須要ノ事由ヲ具シ本大臣ノ許可ヲ得テ執行スヘシ

一　公売ニ付セス評価額ヲ以テスルモノハ、其評定金員ヲ上申シ、許可ヲ得タル後決行スヘシ

一　払下地ノ内、官立若クハ公立学校等ヘ貸渡シアルモノハ、其貸渡契約付帯ノ事ヲ証明シテ売却スヘシ

一　前諸項ノ外、陸軍土地貸渡規則ニ依リ貸渡シタルモノハ、其約束明文ニ依リ引上クヘシ。但、該借用者ニシテ、尚払下人ニ対シ、継続借用ノ協議ヲ為サントスルノ目的ヲ以テ現借用ノ侭公売ニ附セラレンコトヲ願出ル者ハ、敢テ引上ヲ要セス

一　公売ノ方法ハ、一地方ニ限ラス、官報又ハ各新聞紙等ニ広告ヲ為シ、入札法ニ依ルヘシ。但シ入札代価ニシテ不適当ト認ムルトキハ、取消スコトアルヘキ旨ヲモ広告ニ記載スヘシ

（JACAR　Ref:C06080861600、「大日記　二大日記　八月」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

陸軍省は、軍用に使用しない旧城郭を売却することとしたが、その際、旧藩主に優先して売却する方針であった。また、既に建てられていた他省所管の公共施設の用地については、原則は

引き上げて売却することとしていたが、引き続き借用を希望するものについては、借地としたまま売却することとしていた。明治二二年に建築されたばかりの鳥取第一中学校についても、建物が存続した状態で売却され、敷地の所有権は陸軍省から池田家に移されている（資料50）

【資料50】鳥取城・岡山城・豊岡陣屋払下げ（明治二二年一一月）

伍第一四〇〇号　第四師団監督部

城郭払下之件

明治二十三年二月十八日

二月廿日

伺之趣左之価格ヲ以テ払下クヘシ

豊岡町旧陣屋地　金　千八百八拾六円

岡山城　金　壱萬円

鳥取城　金　四千円

四監甲第一〇〇五号

城郭払下之義ニ付伺

本年八月、送乙第二三六四号御達ニ基キ、本省御所轄地払下部分ノ内、鳥取城郭、豊岡旧陣屋、及岡山城郭之義ハ、何レモ旧藩主ニ於テ、相当代価ヲ以テ払下之義、別紙之通出願有之候。尤モ代価見積格ハ、別紙取調表之通ニ候間、各旧藩主へ払下御許可相成度、書類相添此段相伺候也

明治二十二年十一月十五日　第四師団監督部長中村宗則

陸軍大臣伯爵　大山巌殿

追而、本文土地価格ハ、各旧藩主へ県知事ヲ経テ照会ニ及ヒ、岡山旧藩主池田家ヨリハ右ニテ依存無之回答候得共、其外未タ回報ニ不接候間、此旨申添候也

四監甲第一〇〇五号付属別紙写

兵庫県下但馬国城崎郡豊岡町ノ内

陸軍省御所轄地御払下願

右陸軍省御所轄、豊岡旧陣屋跡ノ儀ハ、蓋シ貞観中安達某ナルモノ始メテ亀城（今ノ所謂城山ナリ）ニ居リ、建武中本庄某又此地ニ居リ、正平以後山名氏モ亦此ニ居ルアリ。天正八年、宮部善祥坊継潤ニ封セラレ、始テ城址ヲ修築ス。今ノ陣屋敷跡即チ之レナリ。其後、木下尾藤明石杉原ノ四氏ヲ歴テ、寛文八年高厚九世ノ祖伊勢守高盛、丹後ヨリ転封セラレテ此ノ地ニ移ル。爾来二百有余年間ノ封土タリ。明治維新ニ際シ、兵部省所管ニ属シ、同四年、高厚命ヲ奉シテ東京ニ移住スルニ及ヒ、士族ハ依然ト此ノ地ニ居住ス。同年、豊岡県ヲ置ルヽニ至リ、居住士族ハ過半立退ヲ命セラレ、家屋邸地ハ買上トナリテ、皆急居ヲ離レタリ。同九年、豊岡県ノ廃セラルヽニ際シ、家屋ハ士族ニ払下ケラレ、漸ク帰住スルヲ得レトモ、邸地ハ其儘陸軍省御所轄ニ属ス故ニ、士族ハ家屋ヲ所有スルモ、尺寸ノ地ヲ有セズシテ、困難殆ト窮ル。同十五年ニ至リ、該地始メテ拝借ヲ許サレ、聊安堵ノ思ヲ為スノ折柄、今般軍備上不必要ノ地ハ払下ケラルヽノ議アリト伝承候ニ付テハ、豊岡御所轄地ハ~~払下ケラルヽ~~祖宗以来封土墳墓ノ地、殊ニ山陰一小都会、貞観以還ノ旧迹旧容ノ保存ヲ謀リ、永ク子孫ニ伝ヘント欲ス。且ツ、高厚往々ハ一宇ヲ建築ノ見込有之候間、二百有余年来封土タリシ縁故ヲ以テ、特別高厚へ御払下被成度候。最、代価ノ儀ハ御指揮次第上納可仕候。依之別紙図面相添、此段奉懇願候也

明治二十二年九月

子爵　京極高厚

第四師団監督部長　中島宗則殿

旧城郭御払下願

備前国岡山城ハ、弊家中葉之祖恒利五代之孫、光政已来、章政ニ至ル迄、十代之間在住之地ニシテ、明治維新之際、奉還セシ所ニ有之。然ルニ前途不用之分ニ限リ、御払下ケニモ可相成哉之趣、此頃承及候条、祖先来之遺跡、永世保存致度ニ付、特別之御詮議ニ依リ、相当代価ヲ以、御払下ケ被下度、此段奉願候也

明治二十二年九月三日

正三位侯爵　池田章政

陸軍大臣伯爵大山巌殿

旧城郭御払下願

因幡国鳥取城ハ、弊家中葉之祖池田左衛門督忠継三代ノ孫相模守光仲以来、実父贈正二位慶徳ニ至ル迄、十二代之間在住之地ニシテ、明治維新際奉還セシ所ニ有之、然ルニ前途不用之分ニ限リ御払下ケニモ可相成哉之趣、此頃承及候条、祖先来ノ遺跡永世保存致度ニ付、特別之御詮議ニ依リ相当代価ヲ以御払下ケ被下度、此段奉願候也

明治二十二年九月

従四位侯爵　池田輝知

陸軍大臣伯爵大山巌殿

副願

本願鳥取城地ノ儀ハ、山城ニテ松杉雑木ノ山林ニシテ、山中ヘ二三ケノ用水ヲ構ヘ、是ヲ以テ鳥取市中人民ノ飲水ト致居候間、万一同地人民ニ於テ御払下ケ之儀出願御許可ニモ相成候節ハ、雑木等自儘切取可申ハ必然、左スレハ忽チ飲水ニ乏敷相成リ人民ノ困苦モ亦不尠儀ト同県知事ニ於テモ深ク苦慮相成リ候趣承リ、旁傍観難致、依之可相成伐木等不致様、保存方注意相加ヘ度奉存候間、何卒前件御諒察被為下出格之御詮議ヲ以テ、特ニ代価安価ニ御払下ケ被為下候ハヽ、永々人民之幸福ト奉存、此段奉副願候也

明治二十二年九月

従四位侯爵　池田輝知

陸軍大臣伯爵　大山巌殿

陸軍省所轄売却地一覧表

国区町郡村名字番地　旧所用名称　地積　売却代金

但馬国城崎郡豊岡町字本町　旧陣屋地　三、一八二・六六〇　一、八六六、〇〇〇

備前国岡山区内山下廿九番地　岡山城　二六、四三二・二四　一〇、〇〇〇、〇〇〇

因幡国邑美郡鳥取東町二番地字久松山　鳥取城　二九三、三四九・九〇六　四、〇〇〇、〇〇〇

合計　四五一、五九五・六九〇　一五、八六六、〇〇〇

（JACAR　Ref.C07050213200、「伍大日記　二月」〔防衛省防衛研究所〕）

【資料51】旧城郭の旧藩主への優先払下の閣議決定（明治二三年二月）

陸軍省送達　送甲第一二六号

当省所轄不要城郭及土地建物等売却之上、該代金ヲ以テ練兵場射的場等増地買収之儀曩ニ請議済ニ付、右ハ渾テ公売ノ取斗可致処、就中旧城郭之義ハ、該旧城主ニ有テハ祖先以来数百年間伝来之場所ニ拠リ、之カ払受之上、旧形ヲ保存シ尚ホ永世持続

議按　明治二十二年十二月十日

御回答案

岡山城払下之義ニ付照会一五七八号議之御来示之趣了承、然ルニ今般当省ニ於而不用ニ属シ可払下城郭ノ中、旧藩主ニ於テ払受企望ノ者ヘハ評価格ヲ以テ可払下詮議ニ有之候義ハ、曽而申越之通ニ有之候。就而ハ右岡山城ハ旧藩主池田家ニ於テ払下願出候付、願意可聞届詮議ニ有之候間、右差留特ニ御省ヘ譲渡之義ハ、他ヘ差響候付、到底難応、御来意候条、御省ニ於テ必用之次第ハ池田家ヘ御申聞、便宜御処分相成度、此段申進候也。

陸軍省送達　送甲第二一六四号　照会一五七八号

陸軍省受領　一第一一四九号

拝見然候、当省所轄第三高等中学校医学部建設地トシテ借用致居候岡山城内売却方御取除ノ儀ハ難応協議、契約ノ年限中ハ買受人ニ於イテ其ノ義務ヲ履行セシムルノ約束ヲ以テ、旧藩主池田家ヘ御払下ケノ積リニ可有之旨御回答ノ趣承候故、岡山城内該医学部用地トシテ必需ナル次第ハ最前議陳致置候通リニ有之候間、此分ハ特ニ御取除相成候事ト存居候処、御来示ノ趣ニ依レハ貸借年限中据置ノ約束ヲ以テ今回其所有権ヲ人民ヘ被移候御見込ノ由、果シテ然ルトキハ、勢該医学部ハ他ニ移設スルカ、又ハ将来払受人ヨリ高価額ニテ買上グルカ、其費用ハ何レニテモ更ニ国庫ノ供給ヲ受ケサルヲ得サルニ付、一国財政上ニ於テ甚タ不利益ト可相成義ト存候間、右売却方御取除ノ儀難応御協議相整ヒ難キニ於テハ、結局池田家ヨリ当省ニ寄附セシムルカ、又ハ池田家ニ払下ハ御見合相成候上、当省ニ於テ直チニ買受候外無之ト存候故ニ付、過日御面談ノ次第モ有之候ニ付、即今池田家ヘ及談示置候間、其模様ニヨリ更ニ当省ノ処分ヲ決定可致候。就テハ岡山城内ヲ実際池田家ヘ払下ケノ御決定ハ、兎ニ角暫ク御見合置相成候様致度、此段再度得貴意候　拝具

明治二十二年八月八日　榎本文部大臣

大山陸軍大臣殿

（JACAR　Ref.C03030517700、明治二十二年十二月「壹大日記」〔防衛省防衛研究所〕）

【参考事例7】

壱第一五四号　文部省

旧岡山城払下之節通報有成度件

議按　明治二十三年二月十九日

旧岡山城払下之義指令済之上ハ、通報可致旨、寅会第一五四号申越之趣承、右ハ池田侯爵出願之通払下認可可致旨、本日第四師団監督部長ヘ指令ニ及置候条、此段通報候也

陸軍省送達　送第二六六号　二月二十日

文部省往復議　会一五四

陸軍省受領壱第一五四号

今般旧藩主池田家御払下可相成岡山城跡ノ儀ハ、予テ当省直轄第三高等中学校医学部建設地トシテ借用候ニ付、該地ニ関シ先般来及御協議置候次第モ有之候処、各城跡一円愈々池田家ヘ御払下ゲ相成候上ハ、国家ニ於テハ別紙絵図面朱引内、面積凡壱萬六千拾五坪ハ該医学部存在候迄、永久無借料ニテ当省ヘ貸渡シ可申旨承諾致候条、右様御承知相成度。就テハ池田家ヘ御払下ノ御指令相成候上ハ、其旨御通報被成下度、此段陳謝旁申進候也

明治二十三年二月三日

文部大臣子爵　榎本武揚
陸軍大臣伯爵　大山巌殿
（JACAR Ref. C03030545000「壹大日記」〔防衛省防衛研究所〕）

【解説】

参考資料６・７は、陸軍省が旧藩主に払い下げる際、既存施設にほとんど配慮しなかったことが判明する史料である。国立である第三高等学校医学部もまた、鳥取県のように校舎がすでに建設されていたにも関わらず、借地契約ごと払い下げられている。しかも文部大臣榎本武揚より、学校用地を除外して払い下げることを再三要請があったにも関わらず、陸軍省は応じようとしていない。

結局払下げ後に旧岡山藩主池田家と交渉することになったため、払下げ期日を連絡するよう文部省は要請しているが、これについても事後に連絡している。

理由は不明だが、陸軍省が旧城郭の土地の分散化を嫌ったものと思われる。

建造物はともかくとして、近世城郭の縄張や土木構造物については、極力原形を残そうとする陸軍省の姿勢は、この段階でも貫徹している。

久松公園の整備と久松山全山開放

【資料52】池田家から鳥取県への仁風閣寄贈（大正一一年三月）

第二十四号（急施）

不動産譲受ノ件

一、仁風閣　洋館建物　一棟
　附属廊下便所共

一、扇亭　建物　一棟

右ハ侯爵池田仲博ヨリ保存ノ条件ヲ附シ本県ニ寄附申出ニ付之レヲ受納スルモノトス

大正十一年三月六日提出
鳥取県知事　岩田　衛

（「不動産譲受の件」〔鳥取県立公文書館〕）

【資料53】仁風閣・扇邸の敷地の借用契約（大正一一年五月）

発庶第一二七号

敷地貸借契約書

池田侯爵家ヨリ鳥取県ニ譲受タル仁風閣及扇亭保存ノ為左ノ条件ニ依リ土地貸借ノ契約ヲ為ス

一　土地ノ場所及反別
　鳥取県鳥取市東町二番三十一
　宅地　二千六百五十七坪八合五勺
　別紙図面之通

二、貸借年限ハ仁風閣及扇亭ヲ従前ノ用方ニ従ヒテ使用スルコトヲ得ル期間トスル

三、前項ノ期間ト雖貸主ニ於テ土地ノ必要ヲ生シタルトキハ六ヶ月前ノ予告ヲ以テ土地ノ返還ヲ請求スル事ヲ得

四、貸主ハ賃借料ヲ請求スルコトナシ
五、借主ハ貸主ノ承諾アルニ非サレバ前掲地内ニ於テ新ニ建物ヲ建設シ又ハ土地ノ形状ヲ変更スルコトヲ得ス
六、借主ハ第二項ノ期間経過シタルニ依リ土地ヲ返還スルトキハ自己ノ費用ヲ以テ建物ヲ撤去シ土地ヲ現状ニ復スルコトヲ要ス
七、天災地変其ノ他不可抗力ニ因ル土地ノ毀損ニ付テハ借主ハ其ノ責ニ任セサルモノトス
右貸借契約ヲ為シ後日ノ為本契約書二通ヲ作リ双方一本ヲ領置スルモノトス
大正十一年五月十九日
東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町大字原宿二百六十六番地
貸主　侯爵　池田仲博
借主　鳥取県知事　岩田衛
（「敷地賃貸契約書」〔鳥取県立公文書館〕）

【解説】
明治四〇年の皇太子巡幸に際して、宿舎のなかった鳥取県・鳥取市は旧藩主池田侯爵家の援助を請うた。池田家は、それに応えて、所有していた鳥取城跡の扇御殿跡に、片山東熊の設計により、扇邸という洋館を建設した。皇太子に随行した東郷平八郎により仁風閣と命名されたこの洋館は、その後はあまり活用されていなかったが、久松公園の整備に際し、保存を条件として鳥取県に寄贈されることとなった（建造物のみ）。
中学校と違い、こちらの土地は無償貸与されている。

【資料54】久松公園の引き渡し（大正一二年八月）

久松公園の引渡
其工事設計説明書
鳥取久松公園は、池田家の委嘱により県に於て之が工事中であったが、愈々予定の通り完了したので、一昨二十三日付を以て左記工事概況書を添付し池田家に引渡し、実査の上、至急鳥取市へ引渡し方を通知した
工事概況
鳥取市池田家旧城跡久松山の一部を、池田家に於て遊園地として必要なる設備を施し、一般市民の為め開放せらるゝ事に決し、其工事を本県に委嘱せられたるに依り、県は直に内務省明治神宮造営局技師折下吉信（ママ）氏に之れが設計を依頼せり。同技師は大正十年八月及び同十一年四月の二回に亘り実地調査の結果、設計書及経費概算書を調査し、翌五月本県に之を送付し来れり。依つて県は、先づ之れを池田家に示して同意を求め、実施委員として池田家より一名及び庁内に於て会計一名建築土工・植樹等専門の技術員七名計九名を選任し、実行計画を定めたり。而して実行計画樹立に当たりては、元より経費の関係上設計の全部を施設することを得ざるに依り、差当り遊園地として急施を要するものゝみに止め、而も此れ等工事の為め将来設計に従ひ各種施設を増設するに当たり支障を来さゞることに充分考慮を払ひたり。施工せる工事の大要は、一般地区の開墾地均し林地林木の整理、道路の修繕及築設、表門の修復、共同椅子、運動器具、便所及び電燈の設置並に植樹等にして、昨十一年七月十日、二の丸跡を開墾地均しを第一に着手して以来、各種の工を急ぎ、本年二月末日運動器具の備付を終りたるを最後

として実行計画の全部を完了せり。而して工事実施に当たりては専ら経費節約を旨とし、林地林木の整理等、止むを得ざる工事の外は成るべく競争入札を以て施工し、且つ共同椅子の如きも、特に平和紀念東京博覧会に於て使用せるものを廉価払下を受、且工事は絶えず委員を現場に派し、之れが監督を厳にし、万事遺漏なきを期したり。今日まで工事に要したる経費総額は五千九百八十二円十五銭とす。尚茲に特記すべきは、本遊園地築設に対し、一般市民は大に感謝の意を表し、各種設備の寄附を申出でたるもの多かりし事とす。就中鳥取電燈株式会社は電燈七個及び之れに要する最初の設備並に電力九百燭光を永久に寄附し、当市協立銀行取締役和島秀蔵氏は桜樹七十本杉三本槇三本モミヂ十四本を、伊吹植物園主伊吹庄蔵氏は山桜百本を寄附されたるは感謝に堪えざる所なり。尚此の外二三の寄附申出者ありたるも、自家営業広告を兼たるもの多く、此の如きは設計の趣旨に副はざるを以て之を謝絶せり。

（『鳥取新報』大正一二年三月二五日）

【資料55】久松山遊園地管理規則の制定（大正一二年）

大正十三年二月二十六日
鳥取市会議長　楠城嘉一
　鳥取市長　山村英太郎殿
大正十二年七月四日ヨリ九月二十七日迄ノ間ニ於ケル会議録、一部及御送付候也

第三十六号　久松山遊園地管理規則制定ノ件議案

第一讀會

山内市長

本案ハ、池田侯爵家ニテ旧城址ヲ遊園地ニ仕立テ、市ニ管理方ヲ託スルコトトナリ、市ニ引受クルコトハ決議トナツテ居リ、既ニ遊園地ガ出来テ引継ヲ受ケタノデアルカラ、之レガ管理方法ノ設定ヲ必要トス。大体ニ於テハ公園トナシ、成ルベク出来得ル限リ現在ヲ毀損セナイ様ニ保持スルコトニ勉メ、相当ナル建物ノ必要モアラウシ、之レガ使用料ヲ徴スルコトトシ、建築ヲ許可スルノ考ヲ以テ、各市ノ公園取締規則ヲ参考トナシ、編成ナシタルモノデアル

十九番（大島）

公園ト称スルコトハ不可デアルカ

山内市長

池田家ニ於テ是非遊園地トシテ呉レトノ条件付名称デアル

十七番（吉村）

遊園地ニハ、広告的ノモノハ其掲出ヲ避クルコトトナシタシ。又茶屋トカ何トカハ、是非立寄ラザルベカラザル所デナキ場所ニ建築スルコトヲ許シ、且ツ風致ヲ損セザル様注意ガ肝要ト思フ

山内市長

其ノ旨ハ了承セリ。内容ヲ申セハ、飲食店等ノ建築ハ市長丈ケノ考ニテハ出来ズ、池田家ノ承諾ヲ要スルコトトナツテ居ル

十九番（大島）

其ノ使用料ハ如何

山内市長

使用料ノ点ハ市長ニ任セテ貰ヒタイ。計劃規模ノ見込付

タル上ニテ、何レ追加トシテ提出ノ考デアル

二十一番（米沢）

斯ル場所ハ、転貸ノ行ハレ易キモノデアルカラ、最初ノ人選ハ大切デアル。申込ノ順序ニ依ルトアルガ、茶店ノ希望者ハ沢山ニアリト聞ク。果シテ然ルヤ

山内市長

第六条ハ大体ノ採択ノ順序ヲ定メタルモノデアル。侯爵家ノ許可ヲ必要トスルモノデアル。今日迄ノ申込ニツキテハ二名アリ、一名ハ従来ヨリ居ルモノ、一名ハ二ノ丸使用ヲ出願シテ居ル

二十三番（横内）

本則ハ侯爵家ノ許可ヲ受タルコトハ現ハレ居ラヌデハナキカ

山内市長

其事ヲ此規定ニ現ハスハ面白クナシ。市長ノ取扱トナツテ居ルモ、其許否ヲ定タルニ先チ、池田家ノ許可ヲ受クルコトガ内容トナツテ居ルノデアル。

大体異議ナク第二讀會ニ移スニ決定ス

（「鳥取市会　会議録」〔鳥取市議会〕）

【解説】

池田家の所有に戻ってから約三〇年後の大正一一年、現在も続く久松公園としての整備が実施される。それまでにも、鉄道山陰線開通記念式典等のイベントの際には池田家の許可を得て使用されており、また、中坂の稲荷神社に侵入する市民も絶えなかったが、公式に活用に供されるようになったのは、大正一二年に公園工事が実施されて以降のことである。

公園整備にあたって、池田家が資金を提供し、県が工事を実施、完成後は鳥取市が管理することとなっていた。そのため、「公園」ではなく「遊園地」としての公開であった。なお、基本設計は明治神宮外苑の設計者・折下吉延で、グラウンドの設置などに共通の要素が見られる。長岡安平、本多静六と比べて数少ない、折下の城郭公園の設計例である。

【資料56】久松山開放の請願（昭和四年五月）

（議事録）

昭和四年五月二十一日

午後三時五十五分開會

市長（楠城）

開會致シマス

議長（濱本）

第四十六號ヨリ五十號迄寄附物受納ノ件ヲ一括シテ一読会ヲ開キマス

参與員（佐々木）

第四十六號案ハ名古屋市西区カラ遊園地ノ動物園ニ錦鶏一番ヲ寄附申出ニナリマシタデ之ヲ受納致シタイト思ヒマス價額ハ百円デアリマス（略）

（中略）

議長（濱本）

次ハモウ一ツ建議ガ出テ居リマス久松山開放ニ関スル件デアリマス

（朗読）

一　久松山開放ニ関スル件

右別紙陳情書附議相成度建議候也

提出者

濱本房蔵

武林熊次

岡垣傳重

萬井源太郎

賛成者

小谷儀行外二十一名

鳥取市會議長濱本房蔵殿

陳情書

本市民ノ恩顧ヲ蒙ルコト、愈々三百年、敬虔厳粛ナル父トシテ善適セラレ、慈悲温情ノ母トシテ哺育セラレ、其情ハ親子タリ。其ノ義ハ君臣タリ。之レヲ筆舌ニ陳ヘントスルモ、其形容ノ辞ナキニ苦シム

本市ノ背景トシテ、最モ形勝ノ地位ヲ占ムルモノ、之レヲ久松山トナス。久松山ハ天正年中吉川経家公ノ篭城ニ因リテ其ノ名天下ニ著ハレ、池田長吉公ノ入国ニ因リテ輪奐状ト致シ、興禅院公ノ入国ニ因リテ一層其結構ノ壮麗ト、市街ノ繁盛ヲ招来シ、施政ノ諧勢力ハ能ク今日ノ地歩ヲ維持シ、市民一般抑無用禁スル能ハサル所ナリト雖、時勢ノ変遷ハ更ニ新タナル施設ヲ要求スルモノアリ。茲ニ於テ本市ハ久松山ノ解放ヲ希ヒ、本丸ノ壮観ヲ仰キ、天球丸ノ遺跡ヲ訪ヒ、桂蔵坊ノ名ニ因リテ市人ノ信仰最モ深ク、現ニ深夜ニ乗シテ参詣祈願スルモノ及山下ニ至リテ遥拝スルモノ多キ中坂ノ稲荷社ニ詣テ、頂上天守閣ニ至リ、近郊及海澤ヲ一眸ニ集メタル施勝俯瞰シテ其快ヲ叫ハシメ、十神ノ社ニ詣テゝ吉川経家公ノ遺烈ヲ偲ハシメ、上水ノ池ニ至リテ其施設ニ嘆シ、陽春花ニ酔ヒ、盛夏涼ヲ納シ、晩秋紅葉ニ燃ヘ、冬季梅花ヲ尋ネ、湧出スル懐旧ノ情味ト純真ナル信仰ノ誠意ヲ加ヘテ、一日ノ清アソヲ促サントスルト申ス。

若シ本市ノ陳情ヲシテ容レラルゝコトヲ得ハ、保険ヲ付シテ山林火災ノ万一ニ備フル方ヲ講ジ、清源寺廟所ト併セテ善良ナル管理ヲ為シ、返還ノ命アラハ命ノ儘ニ従ハント欲ス。此ノ如クニシテ情意濃カニ義愈々固シ。仰キ冀クハ本市実情ヲ調察セラレ、久松山開放ヲ許容セラレンコト懇望ニ至リ不堪

右本會ノ決議ニ依リ陳情候也

昭和四年五月

鳥取市會議長濱本房蔵

侯爵池田仲博閣下

二十一番（岡垣）

本案ノ建議者ノ一人トシテ、簡単ニ理由ヲノベタイト思ヒマス。久松山ハ天正年中「吉川ニ依リ」吉川経家ノ籠城ニ因リテ其名天下ニ著ハレ、又慶長年間ニ於テ池田家ガ之ヲ飲セラルニ当リ、相当歴史アルコノ久松山ヲ開放セラルゝコトヲ望ムノデアリマス。久松山ハ、コノ城址ノ一部ハ開放ニナツテ居リマスケレドモ、尚ホ天守閣ハ開放セラレテ居ラヌノデアリマス。コノ由緒アル最モ歴史ヲ有スル久松山ニ於キマシテ、池田家ヨリハ是迄トナリ、本市ヘ寄附アツテモ宜イ山デハアルマイカト私ハ信ジテ居リマス。実ニコノ意味ニ於キマシテ、之レヲ開放サレテ久松山ヲ記念スルヤウニシテ貰フコトヲ、切ニ希

望スルノデアリマス。又久松山ニ於キマシテ、火災等ノ起ツタリスルヤウナコトガアツテハナラヌデアリマスカラ、市トシテ大ニ之ヲ監督モ致シタイト思ヒマス。此意味ニ於キマシテ、コヽニ開放ヲシテ戴キタイト思フノデアリマス。トウカ諸君ニ於カセラレマシテ、御賛成アラムコトヲ望ム次第デアリマス

議長（浜本）
大躰御異議ハアリマセヌカ
（「異議ナシ」ノ聲起ル）

議長（浜本）
読會省略確定義トシテハ如何デアリマス
（「異議ナシ」ノ聲起ル）

議長（浜本）
ソレデハ読會省略確定義ト致シマス
（後略）
（「鳥取市会　会議録」〔鳥取市議会〕）

【資料57】久松山開放に関する契約の締結（昭和四年一〇月）

昭和四年拾月十五日　會議録　鳥取市會

議長（浜本）
次ハ第七十八號議案ノ一讀會ヲ開キマス

市長（楠城）
本案ニ據テ、本會ノ決議ヲ以チマシテ、久松山開放方ヲ池田侯爵家ニ陳情ヲ致シマシタガ、幸池田家カラ本市ノ與算ヲ御聽キ下サイマシテ、牡丹道路並ニ天「主」守閣ノ解放ヲ御許シニナリマシタコトハ、池田家ノ御芳志ニ対シテ、深ク感謝スル次第デアリマス。之レニ関聯致シマス契約書ヲ取交スノ要ガアリマスノデ、本案ヲ提案シタ次第デアリマス

議長（浜本）
御異議ガナケレバ読會省略シテ確定シテハ如何デアリマス
「異議ナシ」ノ聲起ル

議長（浜本）
ソレデハ第七十八號議案ハ讀會省略確定議ト致シマス
（「鳥取市会　会議録」〔鳥取市議会〕）

【解説】
久松公園として二ノ丸・米蔵跡・上代屋敷跡（グラウンドとして整地）は供用されていたが、山上の天守や天球丸跡はまだ非公開であった。古跡の保存を旨とする池田家に対し、鳥取市民からの解放の要望は高まる一方であった。昭和初期には、池田家より鳥取市への寄付の声も上がるほどになっていた。市会の請願を池田家が聞き届け、久松山の解放が実現した。

【資料58】第一中学校用地借用契約（昭和一七年）

契約書

侯爵池田仲博所有地ヲ鳥取県ニ借入ルルニ付、先条件ヲ締結シ、同一ノ証書二通ヲ作リ、双方署名捺印ノ上各一通ヲ領置スルモノトス

一、侯爵池田仲博ヨリ鳥取県ニ借入ルヘキ土地ハ左之通リ

鳥取県鳥取市東町二番ノ第十八

一、宅地一町一段七畝十七歩七合九勺
鳥取県鳥取市東町二番ノ第三十二
一、畑地六段二畝十五歩
一、鳥取県ハ借地料トシテ、一ヶ年金一百七円五拾銭ヲ池田仲博ニ支払フモノトス。但シ支払期ハ毎年度末トス
一、貸借契約期限　自昭和十七年四月　五箇年間トス
至昭和廿二年三月
一、鳥取県ハ、右貸借契約期限中ト雖、該土地ヲ要セサルニ至リタル時ハ何等ノ賠償ヲ為サスニテ本契約ヲ解除スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ、借地料ハ月割ヲ以テ支払ヒ、一ヶ月未満ノ日数其ノ月ノ日数ニヨリ日割ヲ以テ支払フモノトス
一、鳥取県ニ於テ前掲地内ニ築造シタル建物ハ、変換ノ節之ヲ原形ニ復スルモノトス
一、不可抗力ニ因リ土地ヲ毀損若クハ亡失スルコトアルモ鳥取県ハ其責ニ任セサルモノトス
昭和十七年四月一日
鳥取県立鳥取第一中学校長
三木　順治
東京市渋谷区原宿三丁目二百六十六番地
鳥取市東町二番地
侯爵池田家鳥取事務所
右代理　吉村　次郎
（「第一中学校用地借用契約」（鳥取県立公文書館・引継簿冊番号 219902296「県有財産関係綴」所収））

【解説】

鳥取第一中学校は、陸軍省所管時代に用地の貸与を受けて鳥取城三ノ丸に校舎が建築され、鳥取城全体の払下げを受けた際に所有権が池田家に移された。その後、池田家との借地契約を締結して現地に存続し、現在の鳥取県立鳥取西高等学校用地となっている。最終的には五年間の有償貸与となっており、ここには池田家との最後の契約書を掲載した（何故か県知事名ではなく校長名での賃貸契約となっている）。昭和二二年末までの契約だったため、昭和一九年以降は、土地の寄贈を受けた鳥取市がこの契約を引き継いでいる。当時の借地料は年間一〇七円五〇銭であった。なお、平成二三年現在も、鳥取西高等学校用地は鳥取市の所有となっている。

【資料59】久松山の鳥取市への寄贈（昭和一九年九月）

昭和十九年九月九日　會議録　鳥取市會

議長（由宇石治君）

會議ヲ開キマス

市長（吉村哲三君）

本日附議ノ議案ノ御審議ニ先立チマシテ、久松山ノ譲受ケノ問題ニ関シマシテ、経過ヲ御報告申上ゲテ見タイト存ズルノデアリマス。今回池田公爵閣下ニ於カセラレマシテハ、昨年本市ノ未曾有ノ大震災ニ深ク御同情ヲヨセサセラレマシテ、恰モ一周年ノ記念日ヲ迎ヘルニ当リマシテ、市ノ震災復興記念事業トシテ久松山ヲ本市ニ譲渡シテ頂クコトニナツタノデアリマシテ、此ノ御仁慈ニ對シマシテ、市民ハ深ク感激致ストコロト存ズルノデアリ

マス　此ノ譲渡ヲ御快諾得マシタ経過ヲ申上ゲマスレバ先般上京致シマシテ、四日ノ日ニ小田原ノ池田公爵邸宅ニ親シク山上致シマシテ、本市ノ震災ノ状況、震災復興ノ現況並ニ将来ニ就キマシテ、委細御報告申上ゲ、併セテ此際恰モ震災一周年記念日迎ヘルニ当リ、市デハ之ニ付テ各種ノ記念事業ヲ考慮致シテ居リマスガ、其ノ最モ重大ナ事業ノ一ツトシテ、久松山ノ市ヘノ譲渡ヲ懇請致シタノデアリマスガ、其ノ書面ヲ一應朗讀致シマシテ、皆サンニ御聴ヲ願ヒタイト思ヒマス

鳥取市震災復興ノ概要報告並ニ懇願書

昨年九月十日　本市ノ大震災ハ本市ヲ殆ンド壊滅ノ悲境ニ陥レタノデアリマシテ、千余ノ尊キ犠牲者ヲ出シ、總戸数約一萬戸ノ中、全壊全焼五千百九戸、半壊半焼四千二百四十九戸ト云フ驚クベキ惨害ヲ一瞬ニシテ惹起シタノデアリマス

モ　天皇陛下ニ於カセラレマシテハ、直チニ侍従ヲ御差遣セシメラレ、且巨額ノ御内幣金御下賜ノ御沙汰アリ。内務大臣モ亦親シク災害地ヲ慰問シ、被害調査ヲセラレ、全国及国外ヨリモ巨額ノ義捐金品ヲ寄セラレ、市民ハ皇恩ノ宏大無邊ナルニ感泣シ、国内外ノ同情ニ感激シ、茲ニ敢然トシテ、震災復興ノ一途ニ邁進ノ覺悟ヲ堅メタノデアリマス　政府又本市震災復興計畫ノ大本ヲ樹立サレ、或ハ財政ノ援助ニ都市計畫事業ノ決定ニ公共建築社會施設市民復興資金ノ貸出等ニ最高ノ助成方針ヲ確立サレ、茲ニ官公民一致ノ震災復興態勢ガ整ツタノデアリマス　爾来正ニ一年アノ悲惨ナル震災一周年記念日ヲ向カヘントシテ居リマス

此ノ一年間ノ復興ノ跡ヲ見マスニ、羅災住宅ハ全壊全焼五千百九戸中千九百八十五戸新築を完了シ、半壊半焼四千二百四十九戸中三千八百六十四戸ノ修築完成ヲ見テ居リマス　未完了ノモノ三千五百九戸デアリマシテ、此等ハ夫々尚集団バラツク個人バラツク市営住宅ニ生活ヲ続ケ居ル現状デアリマス　震災復興都市計畫事業ハ用地買収家屋ノ移轉道路ノ拡築ニ約七割学校ノ建築ニ約六割ノ出来型ヲ示シテ居リマス　其ノ他公共建物社會施設災害復旧工事市民ニ對スル復興資金ノ貸出等、目下鋭意進行途上ニアリマス　顧ミマスニ今ヤ戦局ハ危急皇國ノ興廢今日ニカヽルノ秋デアリマシテ、震災復興ハ正ニ戦力増強ト其歩ヲ一ニスルノ要アルハ言ヲ俟チマセヌ　依ツテ本市ハ震災ヲ期トシテ從来ノ消費都市ヨリ生産都市トシテ之ヲ再興スルノ方針ヲ立テ、大規模ノ軍需工場ノ建設ヲ始メ、諸工業ハ勃興シ将来ノ大鳥取市ヲ約束スル氣運ニ向ヒツヽアル實情ニアリマス

併シナガラ、本市復興ノ前途ハ尚遼遠デアリ、多難デアリマシテ、殊ニ時局下復興資材労務ノ獲得難ハ復興ニ一大隘路ヲ為シテ居ルコトハ、疑ヲ容レナイ處デアリマス

今ヤ震災一周年記念日ヲ迎ヘ市ハ永久忘ルコトノ出来ナイ未曾有ノ大震災ノ日ヲ偲ビ、各般ノ記念行事ト記念事業ヲ計畫シテ居リマス　此ノ記念事業ノ最モ重大ナル事業ハ侯爵閣下ノ御仁恵ニ依ルニ非ザレバ、之ヲ實行シ得ザル事業デアリマシテ、閣下ノ御許ヲ得マシ

テ之ヲ発表致シ度ク存ジ居リマス　其ハ本市久松山ヲ本市ニ御譲渡相願度キ件デ御座居マス　久松山ハ永ク旧藩主の居城トシテ本市鎮護ノ名山デアリ、久松山アツテノ鳥取市ト申シテ決シテ過言デナイト思ヒマス市民ハ日夜其ノ雄麗ナル山姿ヲ仰イデ、藩主ノ御遺徳ヲオ慕ヒシ、市ノ繁栄ヲ祈念シテ居リマス　此ノ名山ヲ市ニ御譲渡願ヘマスナラバ、ドレ丈ケ市ノ力ヲ増スコトデセウ　如何ニ市民ガ喜ビ勇ミ、譬ヘ市の復興ガ直チニ完成致サナクトモ、後日必ズ完遂ノ日アルヲ確信シ、勇気ヲ興シ震災復興ニ戦力増強ニ挺身スルコトデアリマセウ　復興資材ノ根幹ヲ為ス木材ノ問題ハ殆ド解決サレルコトヽ信ズルノデアリマス　久松山ノ木材ニ付キマシテハ、過般一部ヲ地方木材會社ニ御払下ニモ相成リマシタ　縣知事ヨリモ木材供出ノ割當通知ヲ發セラレテ居リマス　併シ市ト致シマシテハ、成ル可ク久松山ノ木材ハ之ヲ無計畫ニ伐採サルヽコトナク、鳥取市ノ久松山トシテ永遠ニ之ヲ愛護シ、其ノ偉容ヲ損シ度クナイト思ヒマス　唯最小限度、此ノ御山ノ木材ニ依リ市ノ学校ヲ建築サレ市民ノ住宅ガ復旧サレマシタナラバ、如何ニ物心兩面ヨリ市ノ幸デアルカ分カリマセヌ　又極端ニ申上ケマスナラバ、市ニ御譲渡給ハルト云フ其ノ事ダケデ、市民ハ復興ノ安心ヲ得ルト信ジマス　細目ノ点ニ付キマシテハ夫々御役柄ノ方々ニ御下命下サイマシテ、篤クト市長ト協議ヲ致サセテ頂キ度ト存上マス　市ニ於キマシテモ充分ノ準備ヲ既ニ整ヘテ居ル次第デアリマス　只大体方針ニ付キマシテハ　一ニ閣下ノ御仁心ニ御縋リ御頼ミ申上グル外アリマセヌ　幸ニ御許容ヲ得マシテ、来ル九月十日震災記念日ニ鳥取市震災復興記念事業トシテ發表スルコトガ叶ヒマスナラバ、本市無上ノ光栄トシ感謝措ク能ハサル処デアリマス

何卒本市永遠ノ隆昌ノ為ニ本市震災復興促進御協力の御意図ヨリ何分ノ御厚配給ハランコトヲ切ニ御願申上

次第デアリマス

大体此ノヤウナ紙面ヲ差上ゲマシテ、凡ソ三時間余リ御懇談申上ゲタノデアリマス

侯爵ハコノ間非常ニ同情アル御言葉ヲ賜リマシテ、絶ヘズオ話ヲ續ケラレタノデアリマシテ　本市復興ニ付テ余程御留意頂イテ居ルヤウニ感ジタノデアリマス　又本市ガ生産都市トシテ力強イ歩ミヲ始メテ居ル工場「工場ガ出来タソウダガ」ト云フヤウニ打チ解ケタオ話モアリマシテ「久松山ノ譲渡ニ付テハ洵ニ其趣旨ニ於賛成デアルガ池田家ノ協議員ニ計ツテ何分ノ返事ヲスルカラ」ト云フコトデ其ノ日ハオ別レシタノデアリマス　尚其ノ際「何時帰ルカ」ト云フオ話デアリマシテ、私ハ六日ノ八時半ニ東京ヲ立ツ心算デアリマスト申上ケマスト、其ノ時既ニ侯爵ニ於カセラレテハ久松山ノ譲渡ヲ御決心下サツテ居ラレタノデハナイカ、一應協議員ニ計ルトハ云ハレタガ、出来レバ立ツ迄ニ返事ヲシテヤリタイト云フヤウナ御心持ガオ有リニナツタヨウニ私ハ感ジテ居ルノデアリマス　斯クシテ小田原ヲ引キ上ゲマシテ六日ノ日丁度夕方ノ五時頃デアリマシタガ、岸本氏カラ電話ガアリマシテ

「愈々今晩出發サレマスカ　実ハ協議員ノ意向ガ大体判

明シタノデ、只今小田原ニ電話ヲカケテ居ルカラ多分ソレデ御返事ガ頂ケルト思フカラ」ト云フコトデアツタノデアリマス　私も都合ニ依ツテハ、更ニ一両日延バス心算デ居タノデアリマスカラ、左様デアリマスカ　オ待チ申シテ居リマスト云フコトデ電話ヲ待ツテ居リマスト、モノヽ一時間モセヌ内ニ再ビ電話ガアリマシテ「只今侯爵ヨリ御電話ガアツテ、市長カラオ願ヒ申上ゲタコトハ、御快諾ニナツタ。十日ノ震災記念日ニ記念事業トシテ發表サレテ支障ナイ　委細ハ協議員ニ諮問シタ上デ決定スルカラ」ト云フオ話ヲオ傳ヘ頂イタノデアリマシテ、私ハ洵ニ有難ク、思ハズ電話口ニ頭ヲ下ゲタ次第デアリマス

大体以上ガ経過デアリマシテ、洵ニ事柄ハスラ〳〵ト自然ニ運ンダノデアリマス　之レニ付キマシテハ私ハ何等ノ努力モ致シテ居ナイト申シテ差支ヘナイノデアリマス。今日ノ此ノ結果ヲ見マシタコトハ、一ニ侯爵ノ御慈愛深キ人格ニ依ツテ成ツタモノト固ク信ジテ居リマス

先程書面デモ申上ゲマシタ通リ、久松山ハ洵ニ鳥取市ノ生命ト申シテ差支ヘナイト存ジテ居リマス

就キマシテハ侯爵ノ御仁慈ノ処置ニ付キマシテハ、市會トシテ相当ナル感謝ノ意ヲ表セラレタイト存ズルノデアリマス　又今後ニ付キマシテモ細目ノ打合セ等ニ付テ、市会ノ皆サンノ本当ノ心カラノ誠ヲ披瀝シテ、市ノ態度ヲマトメテイタダキマシテ、円満ナル解決ヲ期スル上ニ万全ノ考慮ヲ拂ハレルコトヲ希望致ス次第デアリマス

大体以上ヲ以ツテ過般来交渉ヲ致シマシタ経過ノ報告ト致シマス

二十番（吉村秀治君）

急動議を提出致シタイト思ヒマス

震災ノ災禍ヒシ〳〵ト身ニ迫来ル一周年ヲ迎ヘルニ当リマシテ、只今市長カラ承リマスレバ、久松山ヲ池田侯爵家カラ御譲渡願フコトニナリマシタソウデアリマシテ、誠ニ旱天ノ慈雨ト申シマスカ、庭ノ鮒ガ大キナ河ニ流出タ嬉ビヲ感ズルト申シマスカ、市民ハコノ上ノ感激ハナイト思ヒマス　モトヨリ事コヽニ至リマシタノハ、只今市長ハ自分ハ別ニ努力ハシナカツタト云フコトデアリマシタガ、併シ之レニハ非常ナル努力ガ拂ハレテ居ルニ違ヒナイト思ヒマスガ、全ク池田家ノ御慈悲ノ深サニ感激セズニ居ラレマセヌ　考ヘテ見マスト、先程市長カラオ話ノアリマシタ通リ、久松山ハ我々鳥取市民ノ「シンボル」デアリ四季毎ニ変ル山姿ヲ眺メテ親ンデ来タノデアリマス　コレコソ鳥取市ノ象徴デアリ「シンボル」デアリ、ソシテ天下ノ名将デアリマス池田家ノ居城トシテ古イ歴史ヲ持ツテ居ルノデアリマス　山頂ニ天主閣ノアルモノハ全国デモ少イノデアリマスガ、久松山ノ上ニ天主閣ノ在ツタ時代ハ壮観ヲ呈シタモノト思ヒマス　我々ハコノオ山ノ下デ三百年間ニ亘リ今日ノ鳥取市ヲ築キ上ゲテ来タノデアリマシテ、コノオ山ノ恩恵ヲ胸ニヒシ〳〵ト感ジナガラ今日ニ来ツタノデアリマスガ、コノ久松山ヲナントカシテ鳥取市ニ頂戴シタイトイフノハ多年ノ懸案デアツタノデアリマス　所ガコノ震災一周年ニ当リマシテ、之レを快ク市ニ御譲渡シ下サイマシタコトハ、誠ニ感激ニ堪ヘナイ所デアリマス　将来鳥取市ノ福利民福ニ寄與スルモノハ云ヒ知レナイ深イモノガアルト思ヒマ

スガ、若シ市民ガ之レヲ聞キマシタナラバ、コノ御慈恵ニ感激シ一層復興ニ努力致シマシテ、戦力増強ニ誓ツテ邁進スルデアラウコトヲ、私共ハ信ジテ疑ヒマセヌ　コノ感激コノ喜ビヲ、如何ニシテ池田家ニオ傳ヘシテヨロシイカ　ドウカコノ際皆サンノ御同意ヲ得マシテ、電文ニ依ツテ感謝決議ヲ市会議長ノ名前ヲ以テ送リタイ　即日即座ニ送リタイト思ヒマス　コノ起草委員並ニ人数等総テハ議長ニオ任セ致シタイト思ヒマス　茲ニ緊急動議ヲ提出シテ皆サンノ御賛成ヲ得タイト存ズル次第デアリマス

二十六番（鳥越若二君）

只今二十番議員ヨリ御説明ガアリマシタ如ク、池田家ノ御慈意ニ對シマシテハ衷心ヨリ感謝ヲ申上ゲ、併セテ市当局ノ御功労ニ對シマシテ市民各位ヲ代表シテ感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス

就キマシテハ只今二十番議員ノオ説ノ如ク御提案ニナリマシタ動議ニ衷心ヨリ賛意ヲ表スモノデアリマス

二十一番（井上安太郎君）

私ハ池田侯爵家ニ對シマシテ満腔ノ謝意ヲ評スルモノデアリマシテ、只今二十番ノ動議ニ賛成致シマス

二十七番（松久常蔵君）

只今二十番議員ヨリ動議提出ニ對スル詳細ナル御説明ガアリマシタノデ、コレ以上ノ蛇足ヲ加ヘル必要ハナイト存シマスガ、不肖私多少ノ点ニ就キマシテハ多年ニ亘リ聊カ関係モ薄イヨウニ感ジマスノデ、コノ機会ニ所感ノ一端ヲ申述ベマシテ動議ニ賛成致シタイト思ヒマス。只今モ二十六番議員ヨリ申サレマシタガ、久松山ヲ本市ニ譲渡頂ク点ニ付テハ多年ノ懸案トナツテ居リ、歴代市長モコノ問題ニ付テハ懸命ニ働イタコトモアリマス　随ツテ市會ト致シマシテモ、相当之ニハ熱心ニ努力シタコトモアルノデアリマス　現ニ本市會改選ト同時ニ十三番議員等カラモコノ久松山ヲ本市ニ御譲渡願フ点ニ付テハ、其ノ当時相当ナル御意見モアツタノデデアリマスガ、却而面倒デアリマシテ色々ノ支障ガ起リ、実現ヲ見ナカツタノデアリマス。只今市長カラ自分ガ努力シタノデハナイ、コレハ池田侯爵家ノ全ク御慈恵ニ依ル結果デアルト云オ言葉ガアリマシタガ、「非常ニ」（或ハ）ソウデアリマセウガ、然シナガラ従来歴代市長ニ出来ナカツタモノガ現市長ノ御功「業」労ニ依ルモノデアルト私ハ考ヘマス　無論コノ震災ニ依ツテ五万市民ガ奈落ノドン底ニ在ル際、池田侯爵家カラコノ御仁慈深キ、無条件ト申シマスカ、久松山ノ御譲渡ヲ願ツタコトハ五万市民涙ヲ流シテ喜ブベキデアルト思ヒマス　今ヤ大東亜戦争ハ日ニ々々深刻苛烈悽愴ヲ極メ、皇国興亡ノ分岐点ニ立ツテ居リマス　本市ニ於キマシテモ、戦意ノ高揚等、市民精神ノ高揚等ニ付テ色々御心配ニ相成リ、之レガ手段ニ付テ色々御研究ニナリツツアル秋、池田家カラ斯ノ如キ有難イ御話ヲ承ツタコトハ、凡ユル部面ニ於テ市民ニ與ヘタ大ナル効ヲ信ジテ疑ヒマセヌ。要ハ今後コノ久松山ヲ、我々鳥取市民ニ於テ十二分ニ利用致シマシテ、コノ震災復興ヲシテ一日モ早カラシメ、一面ニハ戦力ノ増強ニ資サシメマスコトコソ、我々鳥取市民並ニ市当局ノ負ハネバナラヌ重大ナ責任デアルコトヲ痛感スルモノデアリマス　コノ点市当局ニ於カセラレマシテモ十二分ニ考慮ス

ルト云フコトデアリマシタノデ、重ネテ申上ル必要ハアリマスマイガ、コノ久松山ノ運営ヲ誤ツタナラバ、池田侯爵家ニ對シテナンノ顔向ガデキマセウ　之レハ重大ナ責務ガアルト思ヒマスノデ、コノ点市当局ニ於カセラレマシテハ十二分ニ御研究相成リマシテ、永久ニコノ御仁慈ヲ五万市民ガ忘レナイヤウニ致シタイト思ヒマス　コノ機会ニ当リマシテ、私ハ衷心ヨリ満腔ノ誠意ヲ捧ゲマシテ、二十番議員ノ動議ニ賛成スル次第デアリマス

議長（由宇石治君）

オ諮リ致シマス　二十番議員ノ動議ハ二十番、二十六番、二十一番、二十七番ノ賛成ニ依リマシテ成立致シマス

尚二十番議員ノオ説ト致シマシテ感謝文ノ起草委員ハ議長ニ於テト云フコトデアリマシタガ御異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」ノ聲起ル）

議長（由宇石治君）

御異議ナシト認メマシテ十二番議員、二十番議員、二十七番議員ノ三議員ニ感謝文ノ起草ヲオ願ヒ致シマス

暫時休憩致シマス

午後四時三十分休憩

午後四時四十分再開

議長（由宇石治君）

休憩前ニ引續キ会議ヲ開キマス

二十番（吉村秀治君）

池田侯爵ニ對シ、感謝決議文ノ原稿草案ヲ作成致シマシタノデ、朗読致シマス

感謝文決議「文」

旧藩主池田侯爵閣下ニハ、本市未曽有ノ震災ニ深ク御同情ヲ寄セラレ、震災一周年記念日ヲ迎フルニ當リ、震災復興記念事業トシテ久松山ヲ本市ニ譲渡セラルルノ御仁慈ニ接シ、本市永久福趾（ママ）の為メ、市民衷心ヨリ感激措ク能ハサル所ナリ　茲ニ本市會ノ決議ヲ経テ謹ンテ侯爵閣下ニ感謝ノ誠意ヲ表ス

昭和十九年九月九日　鳥取市會議長　由宇石治

（拍手起ル）

議長（由宇石治君）

只今二十番議員ヨリ發表サレマシタ通リ御異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」ノ声起ル）

議長（由宇石治君）

御異議ナイヤウデアリマスノデ、原案ノ通リ作成シ早速送達ノ手続ヲ致シマス　時間延長ニ御異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」ノ声起ル）（略）

（「鳥取市会　会議録　昭和一九年」〔鳥取市議会〕）

【解説】

資料59は池田侯爵家から久松山が鳥取市に寄贈されたのは昭和一九年のことであり、その間の経緯を市長が説明し、結果を報告したものである。文面からは、①久松山については、以前から寄贈を運動していたこと　②鳥取大震災の復興記念事業として寄贈を受けたこと　③単にシンボル的な意味合いだけではなく、震災復興の材木取得も目的としていること　などが判明する。実際に松根油の原料採集や炭焼も行われたようで、その形跡は現在も久松山中に残されている。

なお、当初は鳥取県に貸し出していた仁風閣及び第一中学校

敷地は寄贈の範囲から外されていた（資料60）が、追加で鳥取市に寄贈されている。このような形になったのは、鳥取県が池田家に借地の寄贈を働きかけたことが契機になっているようである（資料61）。

池田家は、古跡の保存の観点から土地の分割寄贈よりも、鳥取城跡としての一括寄贈を望んでいたのではないかとも考えられる。

【資料60】久松山の寄付と管理規則（昭和一九年一〇月）

「日本海新聞」昭和一九年一〇月三日

舊蹟保存な（ママ）条件

久松山寄附と管理規則

鳥取市が震災復興記念事業の一つとして舊藩主池田侯爵家から無償で譲受けた久松山は単に立木の戦力化に役立つばかりでなく勇将吉川経家が秀吉の大軍に包圍されて敢闘をつづけ矢盡き食盡きて遂に自刃した由緒ある城跡で五萬鳥取市民が昔を今に必勝敢闘するよすがであり、又市民保険の地帯として有効に活用せねばならぬが、池田家と鳥取市との譲渡契約は九月末成立して市では一日同山管理規則を制定した、その要旨は左の通り

一、現に公開せる地域外に出るには市長の認可を要す

二、山内土地の使用及び立木その他を伐採するには市長の許可を要す

三、従来池田家との契約で同山内に権利義務を有する者は書面で市長へ届出で適法の場合はこれを承認する。

なほ池田家との契約によれば鳥取一中及び仁風閣を除く一切を市へ寄附し同家の権利義務は市に継承、直ちに市がこれを管理するが、久松山の風致保存、舊蹟を尊重して舊藩主の遺徳を追慕するため鳥取市は適切な施設をなすことゝなつてゐる。

【資料61】仁風閣・扇亭・第一中学校敷地譲与の協議（昭和二〇年三月）

発庶第四五号

昭和二十年三月三日　　内政部長

鳥取市長殿

久松山地内に在る仁風閣及扇亭並

第一中学校敷地譲与方に関スル件

震災一周年ヲ機トシ、過般侯爵池田仲博閣下ヨリ由緒深キ久松山ヲ、貴市へ譲与相成候趣及ビ聞候処、御承知ノ如ク、久松山地内ニハ第一中学校並ニ仁風閣ノ県有公共建物有之。之ガ敷地使用ニ関シテハ、既ニ県及池田侯爵トノ間ニ賃貸契約ヲ締結シ現在ト相成居候縁故モ有之候ニ就テハ、此際該敷地ヲ県へ譲与相受度候ニ御詮議相煩候

久松山地内仁風閣及扇亭並ニ鳥取第一中学校敷地調書

地番	地目	坪（反）数	備考
東町字久松山二十番十七	雑種地	反七一五（二三五坪）	第一中学校敷地
同　十八	宅地	三、五二七．七九　坪	第一中学校敷地
同　三十一	同	二、六五八．八五	仁風閣及扇亭敷地
同　三十二	畑	反四、四一八（一、三八八坪）	第一中学校敷地

（「久松山地内ニアル仁風閣扇亭並一中敷地譲与方ニ関スル件」〔鳥取県立公文書館・引継簿冊番号 219902296「県有財産関係

綴」所収））

【解説】

一次史料で内容が確認できなかったため、新聞記事を掲載した（資料60）。池田家が寄贈条件として「旧跡の保存」をあげていることは注目に値する。陸軍省所管時代の後期から続く、現在の史跡保存に継承される考え方が示されているといっても良いのではないだろうか。また、この段階では鳥取県の借地であった仁風閣及び鳥取第一中学校用地はまだ寄贈されておらず、池田家の所有であったと思われる。本書には掲載しなかったが、鳥取県はこの段階で池田家とこれらの土地の寄贈について協議したようだが、不調に終わっており、一旦起案された寄贈依頼の公文書が廃案となっている。しかもこれらの土地は、追加で鳥取市に寄贈されることとなったため、県は翌年、鳥取市長宛に無償譲渡を検討するよう指示している（資料61）。

掲載資料目録

年代	西暦	掲載番号	日付	掲載項目名
明治１年	1868	参１	10月7日	伊勢高島城普請願
明治２年	1869	版籍奉還　城郭の取り扱いはすべて兵部省へ伺うこととなる		
明治３年	1870	参２	9月	高松藩城郭等廃止
明治４年	1871	廃藩置県　全ての城郭が兵部省の管轄となる		
		参３	4月	高松城撤去･転用の伺
		1	8月20日	地方城郭の所管を兵部省とする
		2	10月20日	鳥取城外に県庁を移転
		3	11月23日	城郭の破壊について
明治５年	1872	２月、兵部省廃止、陸海軍設置 築造局、全国の城郭の要･不要を調査		
		4	3月18日	陸軍省の城郭調査
		参４	9月25日	愛知県権令の名古屋城保存に関する意見
		5	7月13日	鳥取県内陣屋等の入札の猶予について
		6	7月13日	鳥取県権令河田景與の免官･転任について
		7	7月19日	鳥取城中建物の貸借願
		8	7月28日	不要城郭の取り扱い
		9	8月	陣屋等の払い下げについて
		10	9月18日	太鼓御門での時報の廃止
		11	9月27日	扇邸の県への貸与について
		12	9月29日	惣門の撤去について
		13	10月19日	旧鳥取藩武場の借用について
		14	10月29日	武場の借用の許可
		15	11月3日	武場の借用書
		16	11月13日	扇邸の借用取りやめ
		17	11月24日	存城･廃城の分類
明治６年	1873	いわゆる「廃城令」が出される		
		18	1月14日	全国城郭存廃ノ処分並兵営地等選定方
		19	2月15日	陸軍所管の城郭の管理を府県に委託
		20	6月12日	鳥取城の建物の要･不要について
		21	11月15日	城郭の管理の確認
明治７年	1874	佐賀の乱		
		22	2月17日	鳥取城建物の利用
		23	5月30日	鳥取城建物の移管
明治８年	1875	「鳥取城内建物萎陋ノ部」71棟が陸軍によって解体撤去される		
明治９年	1876	廃刀令出される。 神風連の乱、萩の乱など士族反乱続発する 鳥取県廃止、島根県に併合される		
		24	11月7日	分遣隊の派遣願いの返却
明治10年	1877	西南戦争		
		25	1月15日	鳥取城への分遣隊の派遣届
		26	1月19日	鳥取城への分遣隊の派遣指示
		27	1月19日	分遣隊派遣の通知
		28	1月23日	鳥取城建物修繕着手の許可

年代	西暦	掲載番号	日付	掲載項目名
明治10年	1877	29	4月8日	鳥取城建物の修繕見積もり
		30	11月	鳥取分遣隊を増派せず
		31	11月19日	藩校建物の売却
明治11年	1878	彦根城保存の達　（陸軍省による保存の決定）		
		32	12月18日	鳥取城建物の売却準備
明治12年	1879	名古屋城・姫路城の保存が決定される 鳥取城の三階櫓・御殿等が解体される		
		33	5月20日	鳥取城の土地の追加貸出
		34	5月26日	鳥取城の土地の貸出
		35	6月8日	鳥取城の土地の貸出条件
		36	6月10日	鳥取城の土地の貸出
明治14年	1881	各地の存城の調査がこのころまでに実施される		
		37		鳥取城の番人と借家　（島根県より引継）
		参 5	12月25日	大蔵省所管の旧城郭の処分
明治15年	1882	38	4月7日	陸軍省所管地の地名変更
明治17年	1884	39	1月10日	鳥取城内の水道敷設
		40	9月8日	鳥取城内の空地貸出
		41	9月15日	鳥取城内の空地貸出
		42	9月25日	鳥取城内の空地貸出
明治19年	1886	43	8月	鳥取城の内堀浚渫についての上申
明治22年	1889	陸軍省、不要城郭の移管・払下げを計画		
		44	7月20日	鳥取城民間借用地の返納
		45	8月14日	鳥取城民間借用地の返納
		46	9月9日	中学校建設のための土地借用願
		47	9月21日	鳥取城樹木跡盗伐
		48	9月27日	鳥取城樹木跡盗伐
		49	7月25日	旧城郭・不用土地の売却方針
		50	11月15日	鳥取城・岡山城・豊岡陣屋払下げ
		参 6	12月10日	岡山城払下につき文部大臣より照会
明治23年	1890	51	9月20日	旧城郭の旧藩主への優先払下の閣議決定
		参 7	2月19日	岡山城払下につき文部大臣より依頼
大正11年	1922	52	3月6日	池田家から鳥取県への仁風閣寄贈
		53	5月19日	仁風閣・扇邸敷地の借用契約
大正12年	1923	54	8月25日	久松公園の引き渡し
大正13年	1924	55	2月26日	久松山遊園地管理規則の制定
昭和4年	1929	56	5月21日	久松山開放の請願
		57	10月15日	久松山開放に関する契約の締結
昭和17年	1942	58	4月1日	鳥取県立第一中学校の用地借用計画
昭和19年	1944	59	9月9日	久松山の鳥取市への寄贈
		60	10月3日	久松山寄付と管理規則
昭和20年	1945	61	3月3日	仁風閣・扇亭・第一中学校敷地譲与の協議

※本書に載録した文書を年代順に配列した。
※資料集の構成上適宜載録したため、必ずしも全ての史料・公文書を 網羅したものではない

資料でみる鳥取城（近代編）
編集・発行　鳥取市教育委員会
発行　　平成 25 年 3 月 31 日
印刷所　有限会社　蛍 光 社